

糸魚川市

過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和4年3月一部変更(軽微な変更)

令和5年2月一部変更(軽微な変更)

新潟県糸魚川市

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	糸魚川市の概況	1
ア	自然的条件の概要	
イ	歴史的条件の概要	
ウ	社会的、経済的条件の概要	
エ	糸魚川市における過疎の状況	
オ	産業構造の変化と社会経済的発展の方向	
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
ア	人口の推移と動向	
イ	産業構造の推移と動向	
(3)	市行財政の状況	5
ア	行政の状況	
イ	財政の状況	
ウ	公共施設の整備状況	
(4)	地域の持続的発展の基本方針	8
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	11
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7)	計画期間	12
(8)	公共施設等との総合管理計画との整合	12
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
(1)	現況と問題点	13
ア	移住・定住	
(2)	その対策	13
ア	移住・定住	
(3)	計 画	14
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	14
3	産業の振興	15
(1)	現況と問題点	15
ア	農林水産業	
イ	鉱工業	
ウ	商業	
エ	観光又はレクリエーション	
オ	雇用環境	
(2)	その対策	20
ア	農林水産業	
イ	鉱工業	
ウ	商業	
エ	観光又はレクリエーション	
オ	雇用環境	
(3)	計 画	23
(4)	産業振興促進事項	24
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	25
4	地域における情報化	25
(1)	現況と問題点	25
ア	情報通信	
(2)	その対策	25
ア	情報通信	

(3) 計 画	26
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	26
5 交通施設の整備、交通手段の確保	26
(1) 現況と問題点	26
ア 市道及び国・県道等	
イ 交通確保対策	
(2) その対策	29
ア 市道及び国・県道等	
イ 交通確保対策	
(3) 計 画	30
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	31
6 生活環境の整備	32
(1) 現況と問題点	32
ア 水道施設	
イ 下水道施設	
ウ 環境保全と資源循環社会	
エ 消防防災・防犯	
オ 住宅・宅地の整備	
カ 未利用公共施設の管理	
(2) その対策	36
ア 水道施設	
イ 下水道施設	
ウ 環境保全と資源循環型社会	
エ 消防防災・防犯	
オ 住宅・宅地の整備	
カ 未利用公共施設の管理	
(3) 計 画	38
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	40
(1) 現況と問題点	40
ア 児童福祉	
イ 高齢者福祉	
ウ 障害者等福祉	
エ 市民の健康増進	
(2) その対策	42
ア 児童福祉	
イ 高齢者福祉	
ウ 障害者等福祉	
エ 市民の健康増進	
(3) 計 画	44
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	46
8 医療の確保	46
(1) 現況と問題点	46
ア 地域医療	
イ 救急医療	
(2) その対策	47
ア 地域医療	
イ 救急医療	
(3) 計 画	48
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	48

9	教育の振興	49
(1)	現況と問題点	49
	ア 就学前教育・学校教育	
	イ 生涯学習	
	ウ 生涯スポーツ	
(2)	その対策	50
	ア 就学前教育・学校教育	
	イ 生涯学習	
	ウ 生涯スポーツ	
(3)	計 画	52
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	52
10	集落の整備	53
(1)	現況と問題点	53
(2)	その対策	53
	ア 自治組織・機能の充実	
	イ 暮らしやすい生活圏の形成	
(3)	計 画	54
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	54
11	地域文化の振興等	54
(1)	現況と問題点	54
(2)	その対策	55
	ア 地域固有の歴史・文化の継承と活用	
	イ 芸術文化の振興	
(3)	計 画	56
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	56
12	再生可能エネルギーの利用の促進	56
(1)	現況と問題点	56
(2)	その対策	56
	ア 再生可能エネルギー	
(3)	計 画	57
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	57
	事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	58

1 基本的な事項

(1) 糸魚川市の概況

ア 自然的条件の概要

当市は、新潟県の西端部に位置し、北は日本海、西は富山県、東は上越市、南は長野県及び妙高市にそれぞれ接し、北アルプス連峰に連なる県内最高峰の小蓮華山（2,766m）や頸城連峰の活火山である新潟焼山（2,400m）が連なっています。中部山岳国立公園、妙高戸隠連山国立公園、親不知子不知県立自然公園、久比岐県立自然公園、白馬山麓県立自然公園の2つの国立公園と3つの県立自然公園をはじめ、海岸、山岳、溪谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれています。

また、森林資源やヒスイ・石灰石等の鉱物資源、水資源などの地域資源が豊富で、フォッサマグナについては、日本列島形成にかかわる世界的な学術資源であるとともに、市内全域に地質に基づく24のエリアを有する「糸魚川ジオパーク」が国内初の世界ジオパーク認定を受け、平成27年11月には、世界ジオパークの活動がユネスコの正式事業になりました。

総面積は746.24km²で、能生川、早川、海川、姫川、青海川などの流域や河口部の平地に集落や市街地が形成されていますが、総面積の94.2%を急峻な山林原野が占め、地形上全国でも有数の地すべり地帯となっています。

気候は大別して海岸部と山間部に分かれ、海岸部では暖流の影響もあり、比較的雪は少ないものの、山間部では北陸地方特有の豪雪地帯で積雪は4mにも達し、根雪期間は12月から翌年4月までと長く、これら厳しい自然条件から地域の発展が制約されています。

イ 歴史的条件の概要

当市は、平成17年3月19日に旧糸魚川市、旧能生町、旧青海町が新設合併し、誕生しました。

旧1市2町においては、明治34年にそれまで自然の集落を基礎としていた小規模な町村が集約され、3町15村となりました。

昭和29年には、昭和の大合併により、旧糸魚川市では、昭和29年6月1日に1町8村が合併し糸魚川市となり市制を施行しました。昭和29年10月1日には、今井村の一部が旧糸魚川市に編入されました。旧能生町では、昭和29年10月1日に、能生町、能生谷村、磯部村、木浦村の1町3村が合併し、新たに能生町となりました。また、旧青海町では昭和29年10月1日に、歌外波村、市振村、上路村及び今井村の一部が青海町に編入され、新たに青海町となりました。このような経緯を経て、旧糸魚川市、旧能生町、旧青海町の1市2町が形成されました。

ウ 社会的、経済的条件の概要

道路交通は、市を東西に横断する北陸自動車道及び一般国道8号と、長野県大町市

とを結ぶ一般国道 148 号が広域幹線道路網として位置付けられ、市民生活や経済活動の動脈として大きな役割を担っています。

鉄道は、平成 27 年 3 月に市域を東西方向に横断する形で北陸新幹線が開通し、それと並行して第 3 セクターえちごトキめき鉄道株式会社の日本海ひすいラインが配置され、令和 3 年 3 月には日本海ひすいラインに新駅「えちご押上ひすい海岸駅」が開業しました。南北方向には、JR 西日本が運行する大糸線が配置されています。

産業は、地元で採掘される良質な石灰石を原材料にした資源利用型の化学・セメント産業が基幹産業となっており、姫川下流にある地方港湾唯一のリサイクルポート（総合静脈物流拠点港）の姫川港が、石灰石（砕石）やセメント等の鉱工業製品や原燃料の輸出入に大きな役割を果たしています。

エ 糸魚川市における過疎の状況

昭和 50 年には旧 1 市 2 町で国勢調査人口が 62,900 人でしたが、昭和 60 年 60,612 人、平成 2 年 56,803 人、平成 7 年 54,780 人、平成 12 年 53,021 人、平成 17 年 49,844 人、平成 22 年 47,702 人、平成 27 年 44,162 人、令和 2 年 40,765 人となり、昭和 50 年以降の 45 年間に 22,135 人、35.2%の人口が減少しました。また、令和 3 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口は 41,010 人で、平成 27 年との比較では 7.1%減少し、依然として人口減少が続いています。

人口の動きを地域別にみると、市内全域で人口減少が見られるものの、特に山間豪雪地の集落での人口の減少が大きく、過疎化が進み、担い手不足などにより地域の活力が低下し、集落機能の維持すら困難な地域もあります。また、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯の増加も課題となっています。

このような過疎化の原因は、昭和 30 年代後半からの経済の高度成長等社会構造の大きな変貌によることが最大の理由ですが、雇用の場が少なく、特に高学歴化や就業等に対する価値観の多様化に伴い、若者の要望に合う就業の場が少ないこと、生活環境全般における都市的サービス機能の不足や商業・娯楽施設等のにぎわいの場の集積がなされている都市との格差などによる若年層を中心とした人口の流出のほか、近年は出生数の減少も大きな要因となっています。

これまで旧能生町及び旧青海町では、過疎地域対策関連法に基づき事業を実施し、平成 17 年 1 市 2 町による市町村合併後は市全域が過疎地域として指定され、交通通信網、消防施設、文教施設、生活環境の整備等の過疎対策に成果を上げてきました。また、美しい自然や温かな人間性など過疎地域が持つ貴重な財産を活用し、海・山・温泉を中心とした観光に力を注ぎ、徐々に地域の活性化が図られています。

今後も引き続き、農林水産業の基盤整備、多様な担い手の確保・育成と併せ、地域産業の育成・支援、地域の実情に合った優良企業の誘致や起業化を図り、地域の持続的発展を推進しなければなりません。

オ 産業構造の変化と社会経済的発展の方向

昭和50年の国勢調査における就業人口の割合は、第1次産業が29.0%、第2次産業が31.3%、第3次産業が39.6%でしたが、令和2年の国勢調査では、第1次産業が5.1%、第2次産業が35.5%、第3次産業が59.1%と第1次産業の構成比が大幅に減少しています。

地域の産業や観光などの経済活動と新たな地域間の交流活動の活発化とともに、環日本海時代の交流進展と北陸新幹線による拠点性を高め、十字型に結ぶ経済圏の確立を図るため、松本糸魚川連絡道路の早期完成が求められています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

昭和50年国勢調査では62,900人を数えた人口も表1-1(1)のとおり出生数の減少と人口流出が続き、令和2年国勢調査では40,765人となり、昭和50年に比べて35.2%減少しました。

特に、29歳までの年少・若年者人口の減少が著しい一方、65歳以上の高齢者の比率は昭和50年に10.9%であったものが、令和2年には40.0%と著しく増加し、今後もこの傾向は続くものと思われ、過疎対策とともに少子高齢化社会への対応が重要な課題となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2045年(令和27年)には人口が24,201人まで減少すると推計されており、急激な人口減少に歯止めをかける取組が必要となっています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和50年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人 77,641	人 62,900	% △19.0	人 49,844	% △12.3	人 44,162	% △11.4	人 40,765	% △7.7	
0歳～14歳	25,504	14,620	△42.7	6,181	△36.5	4,816	△22.1	4,005	△16.8	
15歳～64歳	47,217	41,429	△12.3	28,284	△21.8	22,942	△18.9	20,213	△11.9	
うち15歳～29歳(a)	17,068	11,634	△31.8	5,711	△30.7	4,495	△21.3	3,960	△11.9	
65歳以上(b)	4,920	6,851	39.2	15,379	40.9	16,346	6.3	16,296	△0.3	
(a)/総数 若年者比率	% 22.0	% 18.5	—	% 11.5	—	% 10.2	—	% 9.7	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 6.3	% 10.9	—	% 30.9	—	% 37.0	—	% 40.0	—	

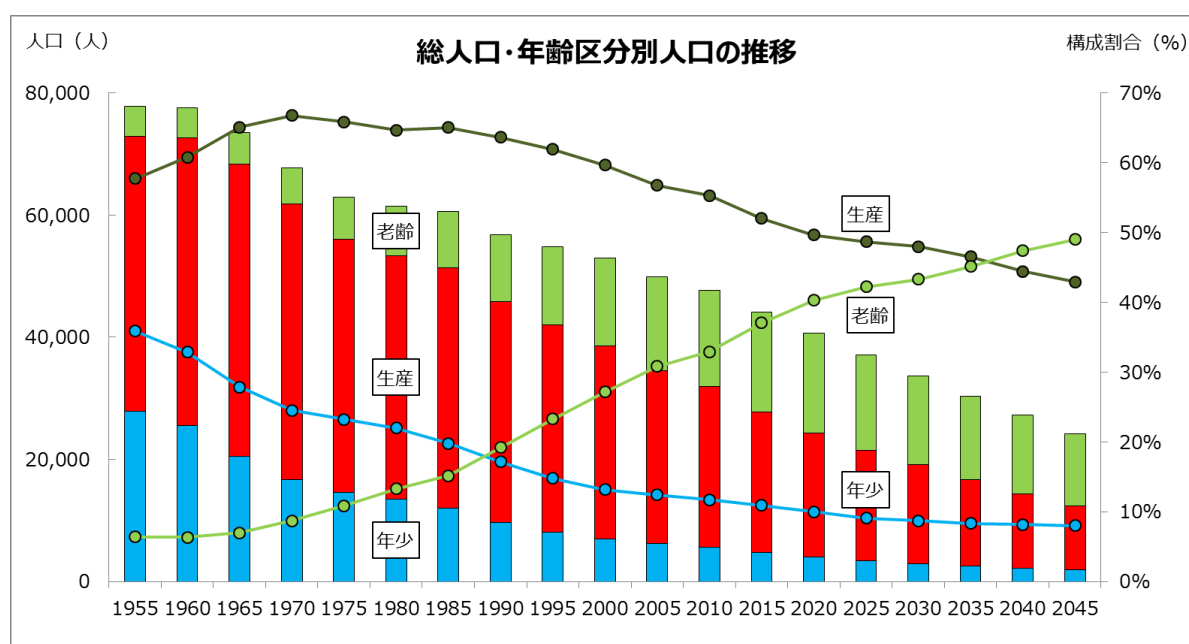
※総数欄は、年齢不詳を含む。

表 1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成17年3月31日		平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和3年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 51,543	-	人 45,493	-	% △ 11.7	人 41,783	-	% △ 8.2	人 41,010	-	% △ 1.9
男	24,838	48.2%	22,112	48.6%	△ 11.0	20,433	48.9%	△ 7.6	20,034	48.9%	△ 2.0
女	26,705	51.8%	23,381	51.4%	△ 12.4	21,350	51.1%	△ 8.7	20,976	51.1%	△ 1.8

※外国人を含む。

表 1-1(3) 人口の見通し



※1955年（昭和30年）から2015年（平成27年）は国勢調査の結果に基づく。

※2020年（令和2年）以降は2018年（平成30年）3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計人口に基づく。

イ 産業構造の推移と動向

令和2年国勢調査における就業人口は、第1次産業が1,013人、第2次産業が7,105人、第3次産業が11,825人となっています。全就業者数は、昭和50年では33,384人を数えていましたが、年々その数は減少し、令和2年では19,998人と、昭和50年から40.1%の減少となっています。

産業別就業人口の構成比は、令和2年国勢調査では、第1次産業が5.1%、第2次産業が35.5%、第3次産業が59.1%となっており、特に第1次産業は昭和35年の47.4%から大幅に減少しています。

表 1-1(4) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 38,915	人 33,384	% △ 14.2	人 24,729	% △ 17.4	人 21,510	% △ 13.0	人 19,998	% △ 7.0
第1次産業 就業人口比率	% 47.4	% 29.0	-	% 8.5	-	% 5.9	-	% 5.1	-
第2次産業 就業人口比率	% 27.3	% 31.3	-	% 37.3	-	% 35.5	-	% 35.5	-
第3次産業 就業人口比率	% 25.3	% 39.6	-	% 54.2	-	% 58.2	-	% 59.1	-

(3) 市行財政の状況

ア 行政の状況

少子化と若者の流出による人口の減少、高齢化の急速な進行、市民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向け、市民との協働のまちづくりを進めるとともに、簡素で効率的な行政体制の確立と財政基盤の強化を推進する必要があります。

また、地方分権に対応するため、より市民に開かれた市政の推進とともに、自己決定、自己責任の原則に基づいた自立的な行政運営を推進することが必要となっています。そのため、「コスト・スピード・成果を重視した行政経営」を基本方針とし、次の5項目を推進項目として、行政改革を積極的に推進します。

(7) 効率と成果を重視した事務・事業の推進

限られた財源の中で、継続的に安定した質の高い行政サービスを提供するため「効率と成果を重視した事務・事業の推進」に努めます。

(イ) 効率的な公共施設の管理運営

公共施設全般の適切な管理運営や市有財産の有効活用を図るため「効率的な公共施設の管理運営」を推進します。

(ロ) 中長期的な財政計画に基づく財政運営

今後の厳しい財政状況に対応し、更なる健全財政を維持するため「中長期的な財政計画に基づく財政運営」を推進します。

(ハ) 適正な定員管理と組織・機構の見直し

地方分権の推進、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に対応するため「適正な定員管理と組織・機構の見直し」を推進します。

(ニ) 市民と行政の役割分担の再構築

市民と行政が共にまちづくりを担っていくため、お互いに情報を共有しながら「市民と行政の役割分担の再構築」を推進します。

イ 財政の状況

当市の財政規模は、令和元年度の普通会計歳入決算額では326億2,853万7千円で、平成27年度に比べて7.5%増加しています。

歳入のうち、自主財源である市税は71億170万5千円で、歳入全体に占める割合は21.8%であり、当市の財政は、地方交付税(25.0%)、国庫支出金(11.1%)、県支出金(6.5%)、地方債(20.7%)に大きく依存しています。また、歳入総額に占める一般財源の割合は58.6%です。

歳出では、令和元年度決算は309億7,171万円で、平成27年度に比べ8.8%増加しています。

このうち投資的経費は93億5,943万3千円で、歳出総額の30.2%を占めており、うち普通建設事業費は85億6,724万6千円で、歳出総額の27.7%を占め、また単独事業費の占める割合は10.4%です。

義務的経費については、令和元年度歳出総額に占める割合は34.6%であり、令和元年度末の地方債の現在高は424億1,913万3千円となっています。

財政構造の弾力性を指数でみると、令和元年度の経常収支比率は94.6%であり、財政の硬直化が進んでいます。

今後も人口の減少や景気状況などによる地方税収入の伸び悩み、合併特例の終了に伴う地方交付税の大幅な削減など、引き続き財源不足が生じるものと思われます。また、数次の景気対策による公共事業の実施、大規模公共施設の整備などにより、借入金残高が累増し、この償還が将来の大きな財政負担になることが予想されるなど、財政は厳しい状況にあります。

一方、少子高齢化社会に向けた地域福祉サービスの充実、資源循環型社会の構築などの生活関連社会資本の整備など、今後とも財政の健全性を保ちながら、的確な施策を実施していくことが期待されています。さらに、義務的経費等の経常経費の節減と合理化を図り、住民の要望に応え、地域共通の課題を解決できるような財政構造にするように努めていかなければなりません。

表 1 - 2(1) 市町村財政の状況（普通会計）

区 分	単位:千円		
	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	33,894,635	30,348,779	32,628,537
一般財源	20,719,618	20,511,657	19,130,666
国庫支出金	3,109,469	2,009,249	3,509,218
都道府県支出金	1,915,356	1,554,249	1,814,459
地方債	4,033,100	2,189,500	6,159,100
うち過疎債	342,300	470,600	4,275,000
その他	4,117,092	4,084,124	2,015,094
歳出総額 B	32,358,953	28,454,462	30,971,710
義務的経費	10,852,621	11,179,258	10,724,478
投資的経費	7,510,613	4,332,567	9,359,433
うち普通建設事業費	7,276,574	4,126,259	8,567,246
その他	13,995,719	12,942,637	10,887,799
過疎対策事業費	6,905,606	2,926,040	9,017,004
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,535,682	1,894,317	1,656,827
翌年度へ繰越すべき財源 D	212,940	122,456	620,342
実質収支 C-D	1,322,742	1,771,861	1,036,485
財政力指数	0.460	0.426	0.466
公債費負担比率	19.2	20.1	20.9
実質公債費比率	15.8	13.0	12.2
起債制限比率	11.3	-	-
経常収支比率	84.7	90.9	94.6
将来負担比率	105.6	97.0	93.9
地方債残高	37,562,464	41,595,901	42,419,133

ウ 公共施設の整備状況

主要公共施設の整備状況は、表 1 - 2(2)のとおりです。

市道については、令和元年度末実延長が 840,943mあり、そのうち改良済延長が 433,926mで改良率 51.6%となっています。また、舗装済延長が 604,638mで舗装率は 71.9%です。

農林道については、令和元年度末の農道の延長が 254,471m、林道の延長が 226,066mとなっています。

水道については、令和元年度末現在の水道普及率は 98.8%となっていますが、組合営水道による給水がまだまだ多くあり、公営化の取組を進める必要があります。

下水道については、公共下水道が昭和 63 年 3 月に能生地域、平成元年に青海地域、平成 5 年に糸魚川地域で供用を開始しました。公共下水道以外の区域は、一定の集落単位による集合処理方式の農業集落排水や漁業集落排水事業を実施し、それ以外の区域においては合併浄化槽事業を進めてきました。令和元年度末現在の汚水処理人口普及率は 95.5%、水洗化率は 96.9%となっています。

また、医療については、令和元年度末現在、市内の医療機関は病院 2 施設 321 病床、一般診療所 33 施設 0 病床、歯科診療所 17 施設で、このうち市が運営する一般診療所は 4 施設です。

表 1 - 2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2年 度末	平成12 年度末	平成21 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道						
改良率 (%)	16.7	31.1	38.8	49.6	50.0	51.6
舗装率 (%)	30.4	62.8	68.2	70.4	70.8	71.9
農道						
延長 (m)	不明	不明	不明	241,463	244,705	254,471
耕地1ha当りの農道延長 (m)	不明	不明	不明	150.3	-	-
林道						
延長 (m)	不明	不明	不明	214,403	221,177	226,066
林野1ha当りの林道延長 (m)	不明	不明	不明	4.5	-	-
水道普及率 (%)	89.1	95.9	98.0	98.1	98.3	98.8
水洗化率 (%)	0.0	8.5	61.6	92.8	92.9	96.9
人口千人当りの病院、 診療所の病床数 (床)	1.1	7.2	12.8	7.6	7.8	7.7

(4) 地域の持続的発展の基本方針

若年層を中心とした人口減少による過疎化と高齢化は、地域社会、地域経済、生活環境に大きな変化をもたらしました。このため、これまで過疎地域対策関連法に基づく過疎計画により、下水道等生活環境の整備や福祉の増進を重点に、道路網の整備、教育文化の振興等に努めてきました。また、当地域が持つ貴重な財産を活用し、海・山・温泉を中心とした観光開発等、産業の振興にも力を注ぎ、徐々に地域の活性化が図られています。

しかし、依然として過疎化の進行は収まらず、まちづくりの目標とする「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向けて、「人口減少対策」と「人口減少社会に対応したまちづくり」に取り組むことが重要です。このため、次の6つの分野別の基本方針に沿って取組を進めるとともに、産業交流による仕事づくり、安全・安心な暮らしづくりを重点方向として、「ひと」「もの」「情報」が交流する基盤づくりを推進し、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図ります。

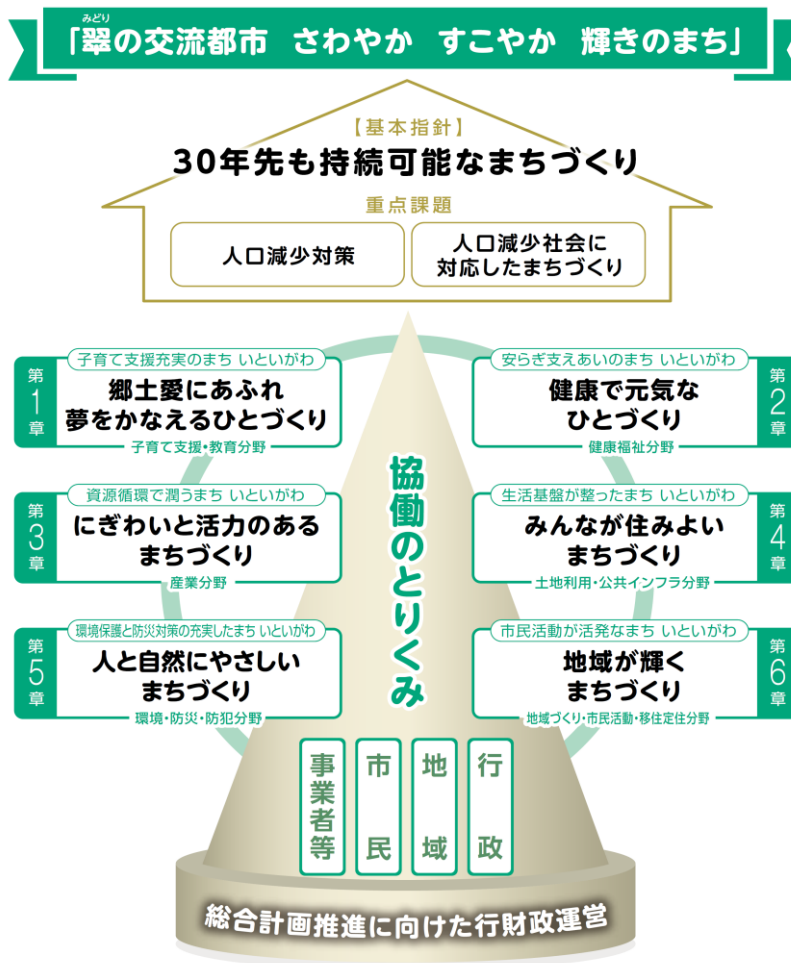
過疎対策事業の計画と実績

(単位:千円)

区 分		総事業費	産業の 振興	交通通信 の整備	生活環境 ・福祉・医療の 整備	教育文化 の振興	集落の 整備	その他	
対策緊急 措置法	S46	計 画	3,498,528	460,846	1,186,219	900,012	10,800	0	
	～	実 績	3,398,912	488,751	1,209,922	845,144	8,270	0	
	S54	達成率(%)	97.2	106.1	102.0	93.9	90.0	76.6	—
振興特別 措置法	S55	計 画	10,274,679	1,604,880	2,315,660	2,802,500	3,551,639	0	0
	～	実 績	10,878,379	1,630,905	2,609,664	4,183,694	2,454,116	0	0
	H1	達成率(%)	105.9	101.6	112.7	149.3	69.1	—	—
活性化 特別 措置法	H2	計 画	25,214,024	7,861,380	4,934,049	8,974,695	3,331,707	0	112,193
	～	実 績	28,572,539	9,856,530	5,302,640	10,383,547	2,915,326	0	114,496
	H11	達成率(%)	113.3	125.4	107.5	115.7	87.5	—	102.1
自立促進 特別 措置法	H12	計 画	13,013,186	1,775,126	3,030,951	5,001,619	2,827,629	28,270	349,591
	～	実 績	10,427,798	2,274,354	3,002,749	3,703,490	1,291,556	28,270	127,379
	H16	達成率(%)	80.1	128.1	99.1	74.0	45.7	100.0	36.4
自立促進 特別 措置法	H17	計 画	64,323,968	11,269,508	17,152,388	25,031,097	9,347,803	0	1,523,172
	～	実 績	44,800,527	12,194,445	9,853,301	14,456,530	6,853,043	0	1,443,208
	H21	達成率(%)	69.6	108.2	57.4	57.8	73.3	—	94.8
自立促進 特別 措置法	H22	計 画	37,027,209	2,078,484	12,085,351	13,139,447	9,281,927	442,000	0
	～	実 績	37,830,939	2,920,158	10,798,094	12,168,774	11,576,789	367,124	0
	H27	達成率(%)	102.2	157.4	85.1	92.4	130.2	78.3	—
自立促進 特別 措置法	H28	計 画	36,901,366	2,763,432	6,958,454	22,677,410	3,976,360	274,710	251,000
	～	実 績(※)	25,914,868	2,076,945	3,948,160	17,367,302	2,398,477	79,125	44,859
	R2	達成率(%)	70.2	75.2	56.7	76.6	60.3	28.8	17.9

※実績は平成28年度から令和元年度実績

◆まちづくりの目標



＜基本方針＞

① 郷土愛にあふれ 夢をかなえるまちづくり

結婚・出産の希望をかなえ、出生数の増加につなげるため、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めます。

幼稚園・保育園や学校、家庭、地域、企業、行政機関が連携して、0歳から18歳までの一貫した子育て支援と教育の取組を進めるとともに、市民一人一人が共に学び、共に成長し合い、ふるさと糸魚川を想い、高い志を掲げ世界で活躍する人づくりを進めます。

② 健康で元気なひとづくり

健康寿命の延伸を目指し、健康で生き生きとした生涯を過ごすため、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組み、より効果的に実践できるよう、家庭や職場など地域社会全体でこの取組を支える仕組みづくりを進めます。

また、保健・医療・福祉の関係団体が連携し、地域の見守りサービスの充実など地域での支えあい、助けあう体制づくりを進めます。

③ にぎわいと活力のあるまちづくり

「しごと」が「ひと」を集め、「まち」に活気を生み出すことから、地域内での資源循環と外貨を稼ぐ取組を進めるとともに、若者や女性の就業環境を整え、雇用の創出や担い手の確保を図る取組を進めます。

産業振興では、地域資源を活用した新たな産業創出や、商工業及び農林水産業の振興と6次産業化を図るとともに、観光資源を活用した交流人口の拡大を図ります。

④ みんなが住みよいまちづくり

市民誰もが住みよいまちを実現するためには、社会経済情勢等の変化を踏まえた都市計画に基づくまちづくりが必要であり、住宅や公園、ガス、上水道、下水道などの生活基盤の整備を進めます。

また、地域づくりやまちづくりの拠点である学校や公民館、体育館などの公共施設については、利便性や必要な機能の維持を図るため、公共交通や道路網などの交通インフラの整備と連動した、戦略的視点に立った適正配置や施設整備が重要です。

このほか、潤いのある市民生活や活気のある産業活動を支えるため、利便性を確保しながら、地域の実情やニーズに合った交通基盤の整備を進めます。

⑤ 人と自然にやさしいまちづくり

自然環境、生活環境の大切さを認識し、将来においても豊かな自然の恵みを享受する社会の構築に向け、ごみの減量やリサイクルの推進と合わせ、新エネルギーの利用を促進し、環境への負荷を軽減した自然と環境にやさしい資源循環型社会の形成を進めます。

また、豊かな自然と隣合わせの自然災害に備え、消防、防災などの危機管理体制の充実を図るとともに、防犯、交通安全、消費者保護など安全・安心のまちづくりを進めま

す。

⑥ 地域が輝くまちづくり

住みよい地域を維持していくため、住民が主体となり、市民・地域・行政の役割分担を明確にしなが課題を解決する協働の取組と、互いに支えあう自主自立の取組を促進し、活発な地域づくりを進めます。

また、中山間地域や市街地の高齢化率が高い地区においては、自治活動、集落機能や日常生活の維持が困難になってきていることから、全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるための支援を促進します。

さらに、地域を支えるリーダーなどの人材育成と地域活動に積極的に参加する市民を増やす取組を進めるとともに、移住定住による地域を支える人材、地域で共に暮らしていく人材の確保に取り組みます。

厳しい財政状況や変化が激しい社会経済環境に的確に対応するため、一層簡素で効率的な行政の体制整備と財政基盤の強化を行い、積極的に行政改革を推進します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画では、基本方針に沿って取組を進めるに当たり、「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（平成27年10月策定、平成30年11月改定）の人口目標値を基本目標として設定します。

人口目標値

区 分	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
人口 (人)	42,960	40,745	38,720	36,959	35,393
社会増減の改善 ※人口目標値を達成 するために必要な移 動者増加数 (人)	216	475	760	1,064	1,277

資料:H30人口ビジョン

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

多様な主体によるフォローアップ体制を整備し、毎年度に実施状況と施策・事業の効果を検証し、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクルを回すとともに、毎年度市議会に報告することで、本計画の推進を目指します。

(7) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「糸魚川市公共施設等総合管理指針」は、公共施設等全体の現状を把握するとともに、中長期的な経費の見通しや課題を分析し、今後の公共施設等のあり方や管理に関する基本方針を定め、適正な配置及び管理を行うことを目的として策定しています。

指針では、これまでの単体的な公共施設等の整備方法から、今後は、中長期的な視点で横断的に公共施設等を再構築する「全体最適化」の考え方に転換し、総合的かつ計画的に管理していくこととし、4つの基本方針を定めています。

本計画においても、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、整合性を図りながら、基本方針に沿って必要な事業を適正に実施します。

基本方針1 社会情勢の変化に応じた適正配置を進める。

基本方針2 マネジメントによる効率的・効果的な管理を行う。

基本方針3 長寿命化を図る。

基本方針4 財政負担を軽減・平準化する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

近年、テレワークやリモートワークの浸透により、柔軟な働き方や暮らし方が志向されるようになってきている中で、自然と共生する暮らしに共感し、移住を希望する人が増えています。当市においても、これまで首都圏での移住相談会等での情報発信と併せて、受入人材育成研修による地域の受入態勢整備、空き家の家財道具等処分及び改修費用の助成などにより、空き家の利活用を進めてきました。

今後は、移住希望者のニーズに沿った十分な情報提供や、関係人口の創出に向けて柔軟な働き方、暮らし方に対応した受入態勢も含めた環境整備が必要です。

(2) その対策

- ・移住定住を促進するため、糸魚川の暮らし方などの情報発信のほか、住まいや就労などの相談体制の充実を図るとともに、暮らしの体験や就労体験メニューを用意し、円滑な移住定住につなげます。
- ・ワーケーションの推進により、関係人口の創出及びサテライトオフィスの誘致を促進します。
- ・テレワークなど多様で柔軟な働き方の創出を推進するため、受入施設等の整備を行います。
- ・若者の転出抑制や地元定着を図るため、新幹線通学する大学生等への通学費助成を行います。
- ・U I ターンする若者へ修学資金の返済金の一部を助成し、地元就職の促進及び新たな人材の確保を図ります。
- ・空き家の家財道具等処分費用や改修費用の助成などにより、空き家の利活用を図ります。
- ・ふるさとに愛着を抱く教育や、転出した人が帰郷できる施策を推進するとともに、幅広い年齢層の移住を促進する中で、特に当市で減少傾向にある20歳から40歳までの子育て世代を呼び込み、バランスのとれた人口構成を目指します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	テレワーク推進事業	市 団体
		サテライトオフィス整備事業	市 団体
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	ワーケーション推進事業 内容：体験メニュー開発、モニターツアー実施、情報発信ほか 必要性・効果： テレワーク等の活用により働きながら余暇を楽しむワーケーションの推進により、関係人口の創出から将来的な企業誘致や移住、定住を促進する。	市 団体
		移住定住促進事業 内容：UIターン者等への移住定住支援 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い集落機能や地域力が低下していることから、移住希望者等への情報提供、就労体験・暮らし体験、ターゲットを絞った人材誘致の取組等を行うことにより、地域や産業の担い手を確保し、集落の維持を図る。	市 団体
		大学生等地元定着促進新幹線通学応援事業 内容：大学生等への新幹線通学費助成 必要性・効果： 高校卒業後、進学に伴う転出者数が多いことから、市内学生が新幹線を利用して通学する際の費用を助成し、地元定着を図る。	市
		UIターン支援事業 内容：UIターン者等への経済的支援 必要性・効果： 人口減少対策として若者の地元定着を目指し、地元就職の促進及び若者人材の確保を図るため、修学資金等の返済金の一部や賃貸住宅家賃の一部を助成する。	市
		空き家活用事業 内容：空き家取得、改修助成、家財道具等処分費助成、空き家バンク活用事業 必要性・効果： 市内の空き家の有効活用を通じて、移住定住の促進による人口増加及び地域の活性化を図る。	市 団体

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

利用者ニーズを検証し、適切なサービスと施設規模を確保するとともに、中長期的に必要な施設は、機能・設備の充実を図ります。また、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業

当市の農家数は、昭和 60 年には 5,000 戸を超えていましたが、平成 2 年には 4,559 戸、平成 7 年には 4,086 戸、平成 12 年には 3,460 戸、平成 17 年には 2,993 戸、平成 22 年には 2,573 戸、平成 27 年には 2,071 戸と年々減少の一途をたどっています。耕作に適した平地が少なく、山間急傾斜地が多いなどの地形的条件から、1 戸当たりの経営耕地面積が小さく、稲作を中心とした兼業農家が大半を占め、コスト高な経営形態となっています。さらに、基幹的農業従事者のうち 65 歳以上の年代が平成 27 年には 84%を占めるなど、農業者の減少・高齢化が進行し、農業経営の担い手確保や地域で支える営農形態の構築が急務となっています。

また、近年、サル、イノシシ、ハクビシン等の鳥獣による農作物の被害が多く見られることから、農作物被害の拡大防止を図る必要があります。

今後は、新規就農者を含む多様な担い手の確保・育成により、持続可能な産業構造への転換を図るとともに、生産基盤の整備、農地の集積・集約化による効率的な経営と農林水産物の高付加価値化、販路の拡大等を促進し、収益性の高い経営体の育成を図る必要があります。

中山間地域の農地は急傾斜や区画面積が狭小など、生産条件が不利であるため、耕作放棄地が増加し、生産性や災害防止等の農地が持つ多面的機能が低下しており、農地を保全し、農業生産及び農地の多面的機能の維持・確保を図る必要があります。

林業では、平成 27 年の林野面積が約 6 万 ha で、林野率は 81.8%と高くなっています。

森林は木材を供給するだけでなく、国土の保全、水源のかん養、保健・文化・教育的利用の場の提供、多様な動植物の保全、地球温暖化防止への寄与などの多面的機能を有しており、市民生活に潤いと豊かさを提供していますが、採算性の低下による木材産業の停滞や森林管理の担い手の減少と高齢化、森林所有者の世代交代などに伴い、管理の行き届かない森林が著しく増加するなどの課題を有しています。

このため、生産活動の採算性を向上させ、森林施業の担い手の育成を行いながら森林所有者の経営意欲の喚起を図るとともに、地元産材の利用促進を積極的に行い、持続的な林業経営と適正な森林整備を推進し、今後も、森林の持つ保水機能をはじめとした多面的かつ公益的機能の持続的な発揮を確保していく必要があります。

当市には、第 3 種漁港である能生漁港をはじめ筒石、鬼舞、浦本、大和川、親不知、市振の 7 漁港を有し、平成 30 年における漁獲量は 2,447 t と県内でも屈指の漁獲高を上げています。

しかし、漁業を取り巻く状況は、水揚げ量の減少、魚価の低迷、漁業者の高齢化や後継者不足による就業者の減少などにより、経営が悪化する傾向にあり、今後も効率的な漁業体制の確立が課題となっています。

さらには、農山漁村間や都市との交流・連携などにより、農山漁村の活力の向上に期待が寄せられています。

農家戸数、農業就業者数、経営耕地面積の推移

区 分	農業戸数 (戸)	自給的 農家 (戸)	販売農家			経営 耕地面積 (ha)
			専業農家 (戸)	第1種 兼業農家 (戸)	第2種 兼業農家 (戸)	
昭和55年	5,607	—	367	720	4,520	3,348
昭和60年	5,078	—	393	458	4,227	2,984
平成 2年	4,559	1,424	274	206	2,655	2,590
平成 7年	4,086	1,372	284	228	2,202	2,294
平成12年	3,460	1,264	301	147	1,748	1,955
平成17年	2,993	1,276	360	98	1,259	1,566
平成22年	2,573	1,157	350	65	1,001	1,539
平成27年	2,071	963	265	77	766	1,256

資料:農林業センサス

※ 昭和55年、60年調査には自給的農家、販売農家の区分がないため、全て販売農家とした。

※ 平成17年調査以降の経営耕地面積には自給的農家の面積は含まない。

林野面積の推移

区 分	総数 (ha)	国有 (ha)	民有(ha)			
			計	独立行政 法人等	公有	私有
平成12年	60,958	12,426	48,532	276	6,545	41,711
平成17年	61,044	12,411	48,633	524	6,408	41,701
平成22年	61,013	12,388	48,625	281	6,640	41,704
平成27年	61,011	12,388	48,623	525	6,599	41,499

資料:農林業センサス

漁船、漁業従事者等の推移

区 分	漁業経営 体数	漁船数	海上作業従事者数(人)	漁獲量(t)
昭和53年	253	332	700	5,434
昭和58年	265	337	609	6,084
昭和63年	194	257	494	5,121
平成 5年	173	224	418	4,474
平成10年	150	188	329	4,148
平成15年	136	184	299	3,859
平成20年	114	162	225	3,232
平成25年	81	114	180	2,952
平成30年	73	103	158	2,447

資料:漁業センサス

資料:海面漁業生産統計調査

イ 鉱工業

当市は、資源利用型の化学工業、窯業・土石製品製造業を基幹産業の一つとして発展してきました。平成20年秋の金融・経済危機で、生産水準は急激に落ち込みましたが、製造品出荷額等は回復傾向にあります。

市内中小製造業においては、下請企業が多く、大手企業の経営動向に業況が左右されやすいため、日頃からの技術革新や生産工程の改善などによる経営基盤の強化を図り、市場の創造と開拓のため、産学官連携、産産連携、農商工連携などの機会づくりの強化が重要となっています。このため、中小企業向け制度融資の充実や企業への情報提供、アドバイス等の支援に向けて、市内外の関係機関との連携のもと、ワンストップサービス体制の更なる機能強化が求められています。

現下の景気状況では、新規企業の誘致も厳しい状況であり、企業の本社機能等の移転や既存企業の関連企業や新規企業等の立地に向けた情報収集を行い、継続的な誘致活動を行う必要があります。

製造業事業所数、従業者数等の推移

区分	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
平成20年	110	4,228	12,777,299
平成21年	108	3,919	10,751,773
平成22年	100	3,857	11,648,454
平成23年	106	3,909	12,439,353
平成24年	94	3,812	12,232,888
平成25年	97	3,901	12,741,218
平成26年	95	3,809	12,680,508
平成27年	97	3,699	13,626,145
平成28年	84	3,364	12,682,252
平成29年	84	3,950	13,602,261
平成30年	86	3,715	14,127,062

資料:工業統計調査、平成23年、28年のみ「経済センサス-活動調査」

※ 従業者4人以上の事業所の数値を掲載

ウ 商業

当市の商業は、郊外の大型店や近隣都市への消費者の流出状況に歯止めがかからず、既存商店の売上、商店数及び従業員数は年々減少してきましたが、商店の売上げ及び従業員数は回復傾向にあります。

市民生活を支える地元商店、まちの顔としての商店街など、高齢社会の生活基盤に不可欠な要素として、商業の役割が期待される一方、商店街の空き店舗対策と商店の後継者問題は、商業振興の大きな課題となっています。

各商店と商店街の魅力アップのため、地元生活者の視点に加え、観光客の視点も巧みに取り入れることが今後の大きな課題となっています。

商店数、従業者数等の推移

区分	商店数	従業者数(人)	年間商品販売額(万円)
昭和57年	1,423	4,909	7,403,575
昭和60年	1,107	4,336	7,332,366
昭和63年	1,078	4,527	8,491,219
平成3年	1,057	4,351	8,705,307
平成6年	978	4,142	8,401,923
平成9年	906	4,044	9,121,591
平成14年	833	3,874	7,533,021
平成16年	773	3,717	7,158,843
平成19年	709	3,492	6,541,946
平成24年	563	2,787	5,676,300
平成28年	512	2,882	5,992,600

資料:商業統計調査、平成24年のみ経済センサス-活動調査

エ 観光又はレクリエーション

当市は、山岳・溪谷・温泉・海浜・河川などの豊かな自然資源、文化財・名所旧跡などの文化的資源、さらにはヒスイやフォッサマグナなど国際的な価値を有する地質資源に恵まれているとともに、農林水産物や様々な味覚、四季折々の祭りや伝統行事等、豊富な観光資源を有しています。

これらの資源を核とした 24 のエリアで構成されている糸魚川ジオパークが、平成 21 年にユネスコ世界ジオパークに国内で初めて認定されたことから、地域のブランドとして位置付け、多様な観光振興策を展開しています。

観光入込客数は、平成 13 年度の年間 298 万人をピークに、平成 19 年度には年間入込客数が 200 万人を割るなど、減少傾向となっていました。平成 24 年度以降は回復傾向にあり、平成 27 年度に北陸新幹線開業の効果もあり 248 万人を超えました。

その後は横ばい状況となっておりますが、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、観光客入込数に大きく影響を及ぼしています。

ジオパークや北陸新幹線糸魚川駅を核として、国内外に向けて糸魚川の魅力を発信し、ジオパークの大地とそこから育まれた観光資源の魅力アップを図るとともに、観光客が利用しやすい環境を整え、新型コロナウイルス感染症の収束後の力強い回復を実現するため、ハード面の整備やソフト事業の取組強化に努める必要があります。

観光客入込数の推移

(単位:人)

区分	温泉	自然景観	名所・旧跡	文化施設	産業観光	まつり・イベント	海水浴	スキー	登山など	その他レク施設	合計
平成12年度	422,930	185,610	32,230	121,950	991,550	117,300	383,970	90,290	74,390	480,250	2,900,470
平成13年度	452,470	189,960	29,470	117,710	1,006,740	135,000	392,370	88,710	70,380	493,410	2,976,220
平成18年度	283,610	116,730	23,110	80,700	953,100	145,460	317,600	55,150	52,420	53,140	2,081,020
平成19年度	250,650	98,770	21,950	77,270	856,280	133,290	253,510	54,610	50,320	54,370	1,851,020
平成25年度	240,370	105,750	23,790	94,570	1,018,720	192,880	168,370	64,150	28,880	46,900	1,984,380
平成26年度	228,790	86,440	25,040	181,780	994,290	207,380	107,420	61,470	28,180	41,140	1,961,930
平成27年度	242,150	90,090	29,430	476,830	1,084,590	285,310	145,930	57,140	28,590	47,040	2,487,100
平成28年度	236,290	80,860	43,860	408,950	1,006,630	200,490	154,790	58,580	24,900	47,520	2,262,870
平成29年度	225,370	73,330	48,390	376,190	935,570	217,300	137,680	52,450	28,660	42,750	2,137,690
平成30年度	218,010	80,110	45,290	463,680	986,160	209,440	136,520	54,470	27,650	41,690	2,263,020
平成31年度	187,990	88,870	54,780	435,470	971,320	209,480	123,780	32,610	28,550	44,630	2,177,480

資料:商工観光課

オ 雇用環境

当市の有効求人倍率は改善傾向にあるものの、賃金、労働時間等の労働条件は、引き続き厳しい状況であり、家庭や地域経済に及ぼす影響は大きいものがあります。

企業は正社員よりも非正規社員を求める傾向もあり、現下の雇用情勢に対応した雇用対策や、就職の希望がありながら就職できない人に対して、就業支援の強化が求められています。

新規学卒者の地元就職希望者は増加傾向にありますが、厳しい雇用情勢、企業と求職者の職種等の不一致や女性が希望する職種の不足などにより、市外での就職も多く見受けられます。地元就職、U I ターン就職促進のためには、学生を中心に市外在住者に対する就職情報等の提供や地元で初めて就職した者に対する資金面からの支援が必要となっています。

また、企業が求める人材の確保と育成のため、資格取得や研修費用の助成に加え、今後は、企業の採用力向上と認知度向上に向けた取組の促進を図る必要があります。

一般職業紹介状況

区分	求職者		求人数		紹介件数 計	就職件数(D) 計	有効 求人倍率 (C)/(B)	就職率 (D)/(A)
	新規求職者 数(A)	有効求職者 数(B)	新規 求人者	有効求 人数(C)				
平成27年度	人 2,140	人 7,193	人 3,221	人 8,547	人 2,504	人 995	倍 1.19	% 46.5
平成28年度	2,059	6,614	3,375	8,506	2,346	1,034	1.29	50.2
平成29年度	1,745	5,937	3,320	8,955	1,907	826	1.51	47.3
平成30年度	1,686	5,872	3,769	10,459	1,886	835	1.78	49.5
令和元年度	1,528	5,584	3,436	9,723	1,875	820	1.74	53.7
令和2年度	1,449	4,975	2,998	8,038	1,478	655	1.62	45.2

※地域区分は、ハローワーク糸魚川管内の数値

資料:ハローワーク糸魚川、商工観光課

(2) その対策

ア 農林水産業

(7) 農林水産業の活性化

- ・農業においては、安定した営農を継続するため、意欲的な農業者や新規就農者、また、地域農業の核となる法人などの生産組織の拡大と定着を目指します。
- ・鳥獣による農作物への被害の拡大防止を図るため、防護柵設置等の取組を支援します。
- ・農山村地域の活性化促進や農業生産の向上、農村地域の環境整備を図るため、農業生産基盤整備を推進します。
- ・林業においては、林業事業体の経営安定を図り、林業就業者の確保、育成及び定着を促進するとともに、施業・経営の集約化を推進し、効率的な林業生産活動を支援します。また、森林施業のコスト縮減を図るため、林道等の路網整備や高性能林業機械の導入支援により、計画的な造林・保育・間伐等を行い、健全な森林環境の整備を推進します。
- ・市内の伐期を迎えた人工林の利用促進や広葉樹の活用研究など地場産材の利用拡大を図ります。
- ・水産業においては、次世代を担う青年漁業者の育成強化と組織づくりを進め、経営の安定化と省力化を図るとともに、種苗放流事業の効率的な運営を推進し、地域の実態に即した魚種の増殖事業や将来にわたり持続できる経営体制づくりを促進します。
- ・漁港機能の強化を図るため、地域の特性をいかした漁港施設の整備を推進するとともに、水揚げから出荷までの品質・衛生面での管理を行うため、衛生管理対策の取組を促進します。
- ・就業体験や食のイベント等による交流人口の拡大と農山漁村の活性化を促進します。

(4) 地域物産開発と地産地消の推進

- ・農業においては、米の品質向上をはじめ、越の丸なす、メロンなど特産農産物の生産体制の拡大、品質の保持向上、販路拡大を支援します。
- ・林業においては、消費者ニーズを的確に把握し、川上・川中・川下の連携・協働による高品質・低コストの実現や消費市場の拡大に向けた取組を支援するとともに、木造・木質化の普及啓発を図り、効率的な地場産材の生産・保管・流通・加工体制の連携・強化を支援します。
- ・水産業においては、鮮度の保持、品質の向上による消費者に信頼される食材の提供や新たな水産加工品の開発、種苗放流事業等の取組を支援します。
- ・糸魚川産の食材を積極的に取り入れている飲食店・小売店を「糸魚川市地産地消推進店」に認定し、地産地消の取組を推進します。
- ・ジオの恵みである糸魚川産農林水産物の生産振興と消費拡大、高付加価値化等に

よる収益性向上を図ります。

イ 鉱工業

- ・既存企業の活性化と競争力の強化を図るため、引き続き道路や港湾等の基盤整備を推進するとともに、新製品の開発、異分野への進出や業態転換など、企業の経営の革新を支援するため、産官学連携、農商工連携などの促進を図り、企業と大学をはじめとした国、県及び民間の経営・技術支援機関との連携強化に努めます。
- ・新技術や新商品の開発を促進するため、見本市・展示会・商談会等への出展や参加を支援します。
- ・企業経営の安定のため、国の経営安定化施策の制度周知と景気状況に対応した制度融資の充実に努めるとともに、商工団体と連携し、企業と経営支援専門機関との連携強化の促進を図ります。
- ・企業の本社機能等の移転について提案、促進に努めるとともに、市内誘致企業への支援活動や、市出身者や企業の取引先などの縁やつながりを大切にして、既存企業の関連企業や新規企業等の立地に向けた情報収集を行い、継続的な誘致活動を展開します。

ウ 商業

- ・商店経営を支援するため、商工団体と連携して、経営の安定化等に関する研修機会を提供するとともに、商業者が利用しやすい融資制度や支援の仕組みづくりを促進します。
- ・商店街活性化活動を率先して行うリーダーの発掘・育成を支援するとともに、商店街への増客を図るため、イベントや施設整備に対する助成制度を充実させ、商店街の「賑わい」の創出を推進します。
- ・新たな商業への取組を促進するため、創業支援助成の充実に努めるとともに、商店街の後継者対策のため、商工団体と連携して国等の事業承継支援制度を活用し、円滑な事業承継を支援します。

エ 観光又はレクリエーション

(7) 観光資源の活用と地域振興

- ・国内初となるユネスコ世界ジオパークの認定をいかし、各エリアや観光資源を結び付けて観光の魅力を高め、リピーターを増やす取組を促進します。また、県外及び県内の観光拠点との広域的な観光ルートの整備を促進し、交流人口の拡大を図ります。
- ・観光資源や人的資源などを活用し、地域特有の体験教育型観光の実現を図るための実施体制づくりを支援し、また、新たな体験型観光を促進します。

(4) 誘客・宣伝活動の促進

- ・観光PR活動を充実・強化するとともに、各種メディアやデータ分析等を活用して観光客のニーズに対応したより効果的な情報発信と誘客を行います。
- ・体験型観光の受入れを進めるため、体験旅行などの団体の誘致について、旅行会社等と連携した誘客を推進します。
- ・都市圏住民や旅行者に対する観光PR活動を実施するとともに、各種団体等が主催する観光キャンペーンを積極的に支援します。

(ウ) 受入態勢の充実

- ・市民が当市の歴史・文化・自然などのすばらしさを理解し、観光客に地域の魅力を発信できるようにするため、情報提供と意識啓発を図り、地域全体で観光客へのおもてなし向上を図る取組などを進め、ジオパークガイドの育成や案内の充実、観光施設の整備など受入態勢の整備に努めます。
- ・ワンストップ窓口としての観光協会の組織体制の充実を図り、観光ニーズに即した施設整備を進めるとともに、点在する観光資源を有機的に結びつけるための二次交通の整備に取り組みます。
- ・外国人の観光客が当市の観光を楽しめるように、多言語対応のための案内機能の充実や誘客活動を行います。

オ 雇用環境

(ア) 雇用環境の整備

- ・勤労者福祉を増進するため、労働団体が行う相談活動や勤労者福祉活動へ支援します。
- ・地元就職を促進するため、関係機関と連携し、市内外の就職希望者に対する市内企業の情報提供を充実させます。

(イ) 人材の確保と育成の支援

- ・地元就職、U I ターン就職を促進するため、企業説明会の開催、職場見学会の実施及び企業での職場体験の受入れを促進し、市内企業に対し積極的な採用の促進を働きかけます。また、就職資金貸付制度の継続・充実に努めるとともに、関係機関と連携し、就職情報の提供を行います。
- ・国、県及び関係機関が実施する合同企業説明会や採用に係る支援制度の情報提供を行います。
- ・市内企業が求める技術を取得した人材を育成するため、職業訓練校の活動支援に努めるとともに、従業者の派遣研修や資格取得について支援します。

カ 他の市町村との連携

産業の振興施策の実施は、周辺市町村や姉妹都市などの都市交流を行う市町村との連携に努めます。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	稲作振興事業 機械施設整備助成	団体
		園芸振興事業 施設整備助成	団体
		県営中山間地域農業農村総合整備事業 用水路整備等	県
		里地棚田保全整備事業 用水路整備等（早川地区ほか）	団体
		県営農地環境整備事業 区画整理等（千本坂地区、大和川地区ほか）	県
		県営中山間地域総合農地防災事業 用水整備等（釜沢地区）	県
		農地耕作条件改善事業 用排水路整備、畦畔整備、区画整理等	市
		県営経営体育成基盤整備事業 区画整理（東海地区、あわら地区ほか）	県
		農業用施設改良事業 頭首工整備等	市
		農業水利施設点検調査事業 ため池、用排水路整備等	市
	林業	作業道整備事業 造林作業道整備等	団体 市
		林業施設設備整備事業 施設設備整備助成	団体 市
		(2) 漁港施設	海岸保全施設長寿命化事業 市営漁港海岸
		漁港水域施設機能保全事業 市営漁港	市
	(5) 企業誘致	企業立地促進事業 企業用地取得助成	市
	(9) 観光又はレクリ エーション	観光施設整備事業 マリンドリーム能生周辺整備事業 ほか	市
		交流拠点施設等整備事業 柵口温泉権現荘	市
		シーサイドバレースキー場整備事業	市
		グリーンメッセ能生整備事業	市
		シャルマン火打スキー場整備事業 施設整備、管理用車両等	市
		都市公園等遊具更新事業	市

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興		公園整備事業 美山公園、イカリ公園 ほか	市
		森林公園整備事業 大和川森林公園整備事業等	市
		まちなみ景観形成事業	市
		にぎわい創出広場等整備事業	市
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	ジオパーク推進事業 内容：ジオパーク再認定審査、パンフレット作成ほか 必要性・効果： 4年ごとのジオパーク再認定審査をクリアするための活動を推進し、ジオパークを活用した観光資源の連携と魅力づくりにより、交流人口の拡大を図るとともに地域の自立及び活性化を促進する。	市
		Uターン未来人材確保事業 内容：大学生との交流イベント、ネットワーク構築ほか 必要性・効果： 出身大学生等、各分野の担い手を確保するために、関係機関との連携を強化するとともに大学訪問や交流イベントの開催により地域との橋渡しを行う。	市 団体
		人材育成支援事業 内容：資格受験料助成、職業訓練校助成 ほか 必要性・効果： 勤務者や学生等の能力開発・向上のため、国家資格や技能検定等の受験料や受講料を助成する。また、職業訓練校が行う訓練活動等に支援を行う。	市 団体
		雇用促進事業 内容：企業説明会、企業見学バスツアー等 必要性・効果： 若者への企業情報の発信を強化するため、市内企業の企業説明会や企業見学を支援する。	市

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
糸魚川市全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

利用者ニーズを検証し、適切なサービスと施設規模を確保するとともに、中長期的に必要な施設は、機能・設備の充実を図ります。また、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報通信

- ・市内全域において、高速インターネット利用環境を整備するとともに、地上デジタル放送難視聴が解消されました。今後は、施設及び機器を計画的に更新する必要があります。
- ・市内全域の住民や企業が情報通信技術の恩恵を享受できるようにするため、利便性の高い行政情報や行政サービスの提供システムを構築し、地域公共ネットワーク等の利活用を促進することが課題となっています。行政情報を迅速に広く配信するため、スマートフォン等を活用した情報手段の活用を進める必要があります。
- ・交流人口の拡大促進に向けて、ジオサイトや観光施設等の携帯電話不感地区の解消と居住地区の携帯電話感度不良の改善を進める必要があります。

(2) その対策

ア 情報通信

- ・地域コミュニティ活動及び情報伝達を安定的に行うため、有線テレビ放送設備及び機器の計画的な更新を行います。
- ・多様なネットワークを利用し、防災やコミュニティ情報、各種行政手続等の利便性の高い行政情報や行政サービスを提供します。
- ・携帯電話不感地区の解消を推進します。
- ・情報配信や行政手続のデジタル化を推進するため、スマートフォン活用の講座を開催し、市民の情報格差の解消を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設	有線テレビ施設整備事業	市
		情報通信施設整備事業	市
	有線テレビジョン放送施設 防災行政用無線施設	防災行政無線整備事業	市
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	総合型地理情報システム共用空間データ等整備事業 内容：総合型地理情報システム共用地形図整備 必要性・効果： 総合型地理情報システムの共用地形図を整備することにより、市民と行政の情報の共有化を進め、幅広い分野で利活用し利便性の向上を図る。	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

定期的に点検、診断等を実施し、点検、診断等の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用するとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 市道及び国・県道等

当市の東西方向には日本海沿いに一般国道8号が走り、これと並行して北陸自動車道が整備されており、南北方向には当市と長野県大町市を結ぶ一般国道148号が走っています。これらの幹線道路は、市民生活はもとより、地域間交流や経済活動の動脈として大きな役割を担っています。

一般国道8号は、国道8号糸魚川東バイパスの一部（梶屋敷～押上間）が供用されましたが、間脇～梶屋敷間はいまだ迂回路もなく、越波や交通事故、沿線家屋の建物火災などにより長時間にわたり全面通行止めになるなど、市民生活や社会活動に多大な影響を与えていることから、糸魚川東バイパスの早期の全線完成が求められています。

また、青海～親不知間は、事前通行規制区間が存在し、北陸自動車道との同時通行規制による集落等の孤立や、洞門等主要構造物の老朽化等の課題を抱えており、別線ルートによる抜本的な対策が必要で、親不知道路の早期の工事着手が求められています。

一般国道 148 号は、観光、物流面において、長野県のみならず首都圏、中京圏と北陸圏を結ぶ重要な路線であります。異常気象時の通行規制区間が依然として残っており、更なる整備が必要であるとともに、抜本的な対策として松本糸魚川連絡道路の整備が急務であり、事業化に向けた取組を精力的に進める必要があります。

県道は、市内の主要地域を結ぶ重要な幹線道路であり、市民生活と地域経済活動にとって不可欠な機能や役割を担っているため、未改良区間の早期整備が必要です。

市道は、これらの幹線道路と市内各地域・集落を結ぶほか、集落内道路及び集落間道路として道路交通網を形成し、市民生活を支えています。

市内の主要幹線道路でもある広域農道や集落間道路には未整備区間があり、地域産業の活性化や集落間の連携、観光アクセス等に支障があるため、市内の各地域を結ぶ主要幹線道路や市民生活に密着した市道など、便利で安全な道路網の体系的な整備が求められています。

市道橋については、令和元年度現在、528 橋の管理を行っており、うち 50 年以上経過した高齢橋りょうは 30% ありますが、20 年後には 80% となります。今後、橋りょうの補修費用が急増することが予想され、橋の適切な管理と長寿命化修繕計画に基づく計画的かつ予防的な修繕対策が必要となります。また、トンネル等においても、経年劣化や損傷が進んでおり、計画的な補修が必要となっています。

都市計画道路については、令和元年度末現在 21 路線約 36.4km が都市計画決定されており、市街地の交通の円滑化、防災機能の確保、住宅環境の向上を図っています。平成 25 年度には計画から長期未着手となっていた路線の見直しを行い、令和元年度末現在の完成延長は約 29 km、完成率は約 80.6% となっています。計画継続となった未着手路線については、引き続き整備を進める必要があります。

農道・林道は、農林産物の生産性向上と経営の合理化のためには欠くことができず、また、交通需要の変化や集落間の移動に対応するための重要な道路ですが、当市は山間急傾斜地が多いため、建設費がかさみ、その整備に長期間の年月を費やしています。

農道橋・林道橋については、令和 3 年度現在、70 橋の管理を行っており、うち 50 年以上経過した高齢橋りょうは 16.7% ありますが、20 年後には 65.2% となります。

今後、橋りょうの補修費用が急増することが予想され、橋の適切な管理と長寿命化修繕計画に基づく計画的かつ予防的な修繕対策が必要となります。また、トンネル等においても、経年劣化や損傷が進んでおり、計画的な補修が必要となっています。

令和 2 年度末の整備状況は、農道は 481 路線 254,515m、林道は 61 路線 226,273m ですが、舗装率が農道では 45.8%、林道では 63.1% といずれも低いため、大雨や融雪時には路面流出がみられ、早期の舗装が望まれています。

広域農道は山間地に点在する農地や集落間を有機的に結ぶ道路として、また、広域基幹林道は広域的な森林開発や国県市道の迂回路機能として大きな期待がかけられています。

姫川港は、海上物流の拠点として地域産業の発展に大きな貢献をしていますが、貨物取扱量の増加に伴い、埠頭用地や野積場が不足しており、企業の利用促進のため、

背後地の用地確保が望まれています。

道路の整備状況

管理区分	道路種別	実延長(km)	改良済延長(km)	改良率(%)	舗装済延長(km)	舗装率(%)
国	一般国道	49.4	49.4	100.0	49.4	100.0
県		24.04	24.04	100.0	24.04	100.0
	主要地方道	1.17	1.17	100.0	1.17	100.0
	一般県道	129.96	101.38	78.0	127.16	97.8
	市道	842.52	436.15	51.8	606.90	72.0
	合計	1047.09	612.14	58.5	808.67	77.2

資料:建設課(令和2年度末、一般県道は令和元年度末)

姫川港の貨物取扱量の状況

(単位:t)

区分	平成12年	平成17年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
輸・移入	1,519,947	1,931,786	1,589,119	1,541,909	1,846,531	1,745,822	1,698,281
輸・移出	2,352,570	3,697,726	2,664,840	2,623,473	2,987,865	2,857,336	2,843,335
計	3,872,517	5,629,512	4,253,959	4,165,382	4,834,396	4,603,158	4,541,616

資料:商工観光課

イ 交通確保対策

鉄道については、北陸新幹線長野～金沢間が平成27年3月に開業しましたが、北陸地域と関西・関東地域を結ぶ北陸新幹線の全線開通は、当市の発展に極めて重要な役割を担うものであり、フル規格での早期全線整備に向けた運動を展開していかなければなりません。

えちごトキめき鉄道及びJR大糸線は、高校生を中心とする通学者等の日常生活に欠かせない輸送機関となっていますが、モータリゼーションの進展と沿線人口の減少等により利用客が減少しております。えちごトキめき鉄道については、生活利用に加え観光利用も含めた地域との連携により、また、JR大糸線については、長野県側との連携による観光利用の強化により、利用促進と利便性の向上を図る必要があります。

路線バスにおいても、鉄道同様に利用者数が減少していますが、市街地巡回線の運行やダイヤ変更など、利便性と効率性の向上を図っており、路線バスが運行していない地域においては、コミュニティバスや乗合タクシーの運行を実施して移動手段の確保に努めています。路線バス、コミュニティバス及び乗合タクシーは、いずれも、利用者のニーズに対応した運行形態が求められており、これらの利用促進を図るとともに、地域住民が公共交通を守り育てる意識の醸成も必要となっています。

当市の中山間地域は多雪地帯であり、積雪が市民生活や地域経済、社会活動に大きな影響を及ぼしており、とりわけ冬期間の交通の確保は、地域社会の安定を図る上で重要な課題となっています。このため、今後とも道路除雪、融雪施設の整備など道路交通の確保をはじめ、地域ぐるみの克雪対策に力を入れるとともに、中山間地域や建

物密集地域など、状況に応じた冬期間の交通確保対策に努めなければなりません。

(2) その対策

ア 市道及び国・県道等

(7) 広域幹線道路網等の整備

- ・環日本海時代の交流進展と北陸新幹線長野～金沢間の開通による拠点性を高め、首都圏、中京圏と北陸圏を結ぶ交通網の整備を図るため、松本糸魚川連絡道路の早期整備と、国道8号、糸魚川東バイパスの整備促進に向けた取組を強化します。
- ・幹線道路に接続する市内の交通ネットワークを維持し、利便性が高く安心して暮らせる日常生活の確保、点在する観光地へのアクセス機能の向上、生産活動の活性化等を図ります。

(4) 市道等の整備

- ・計画的に道路交通網を整備するため、交通ネットワークビジョンに基づき、広域幹線道路網の整備と合わせ、農道及び林道も含めた市域全体にわたる体系的・計画的な道路整備を推進します。
- ・都市計画道路においては、姫川港と松本方面とのアクセスの改善を図ります。
- ・市民生活に密着した便利で安全な交通を確保するため、道路の防災対策や冬期間の交通確保、また、交通安全施設の整備及びバリアフリーを考慮した道路の整備を進めます。
- ・修繕費の平準化や、コストの縮減を図るため、「予防保全型」管理に移行した橋りょうやトンネル等の道路施設の適切な維持管理と、計画的な整備を進めます。

(7) 港湾の整備

- ・物流拡大による地域の産業振興と資源循環型社会に大きな役割を果たす姫川港の港湾施設整備を促進するとともに、リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）としての機能の強化を図ります。
- ・また、埠頭用地不足を解消するため、背後地の利用計画を策定し、姫川港の利用拡大を図ります。

イ 交通確保対策

- ・地域発展のため、金沢以西の北陸新幹線フル規格での全線整備、開通に向けて関係機関へ働きかけます。
- ・えちごトキめき鉄道及びJR大糸線については、市民の利用促進、利便性の確保に努めるとともに、沿線自治体や鉄道事業者と連携した観光利用の強化に向けた取組を進めます。
- ・令和3年3月に開業した新駅えちご押上ひすい海岸駅を中心とした新たなまちづくりを見据えた取組を進めます。

- ・地域公共交通網形成計画に基づき、路線バス等の再編による利便性や効率性の向上と鉄道を含めた地域公共交通の確保に努めます。
- ・路線バスやコミュニティバス等の運行経費及び車両購入費の助成を行い、生活交通の確保維持に努めます。
- ・冬期間の交通確保のため、除雪機械等の整備・更新、既存融雪施設の適正な維持管理を行うとともに、山間地集落における幹線沿いの共同駐車場の整備支援など総合的な冬期間の交通確保対策を推進します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	市道仙納筒石線	市
		市道中ノ谷学校線	市
		市道能生浜通り線	市
		市道槇能生線	市
		市道大和川海浜線	市
		田屋見取線	市
		市道大原5号線	市
		市道成沢川島線	市
		市道大排水路線	市
		市道押上越前線	市
		市道汐見線	市
		市道平沢小坂線	市
		市道火打山梨の木線	市
		市道平山線	市
市道名引山線	市		
市道外波開拓地区外幹線	市		

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
	橋りょう	市道蓮華線 ほか	市
		融雪施設整備	市
		長寿命化修繕事業 大所川橋 大神堂橋 島道井の口橋 宮陸橋 早川大橋 ほか	市
		その他	道路ストック修繕事業
	(2)農道	棚田地域保全対策事業	市
		農業用施設整備事業 農免農道保全対策工事 須川下倉線、西頸城線	市
		農道橋保全対策事業 橋りょう点検・保全対策	市
	(3)林道	県営林道開設事業 放山線、海沢線	県市
		市営林道開設改良事業 放山線、金山線、橋立線 ほか	市
		林道橋保全対策事業	市
	(5)鉄道施設等 鉄道施設	えちごトキめき鉄道支援事業	法人
	(8)道路整備機械等	除雪機械整備事業	市
		克雪地域づくり除雪機貸与事業	市
		除雪車両車庫整備事業	市
	(9)過疎地域持続的発展特別事業	生活交通確保対策事業 内容：路線バス運行費、コミュニティバス運行助成、車両購入費助成ほか 必要性・効果： 通学や通院等の市民生活に不可欠な生活交通を確保するため、運行費助成等により生活交通の維持を図る。	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

定期的に点検、診断等を実施し、安全確保に努め、点検、診断等の履歴を蓄積し、老朽化対策に活用します。また、長寿命化計画により、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

令和2年度末における水道普及率は99.0%に達しており、全市を対象とした水道施設整備はほぼ完了しています。今後は、老朽化による機能の低下、劣化や破損による断水防止のため、計画的な施設の更新が必要です。また、災害時における水道施設の被害と市民生活への影響を最小限に抑える対応力の強化が求められています。

渇水期における水不足、水源地の井戸水位の低下に対応するため、新たな水源の確保も必要となっています。

市域の大半が中山間地域であるため、地区ごとに公営、組合営等による水道事業が営まれ、区域ごとに水道料金が異なり、施設管理の水準にも差が生じています。

また、組合営等の水道区域では、人口減少と高齢化が更に進み、給水収益の減少による経営の悪化、施設管理や水質管理の低下が危惧されており、将来にわたって安心して暮らせる生活を確保するためには、地域の実態にあった支援が必要となっています。

水道の給水状況の推移

区分	総人口 (人)	給水人口 合計 (人)	上水道 (人)	公営 簡易水道 (人)	組合営 簡易水道 (人)	専用水道 (人)	飲料水 供給施設 (人)	普及率 (%)
平成17年度	50,807	49,824	37,176	6,186	4,623	330	1,509	98.1
平成27年度	44,769	43,949	34,429	6,109	2,639	130	642	98.2
平成28年度	43,961	43,267	33,943	6,970	1,676	127	551	98.4
平成29年度	43,352	42,706	33,569	6,793	1,649	130	565	98.5
平成30年度	42,590	42,071	32,993	8,200	261	130	487	98.8
令和元年度	41,783	41,261	32,477	7,981	252	130	421	98.8
令和2年度	41,010	40,583	32,006	8,267	61	130	119	99.0

資料:ガス水道局

イ 下水道施設

昭和63年3月に能生地域で公共下水道の供用が開始されて以降、各地域で公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水が供用開始となり、個別処理方式の浄化槽を合わせた令和2年度末現在の汚水処理人口普及率は96.2%、水洗化率は97.5%となっています。

公共下水道の面的整備はおおむね完了しましたが、市街地の宅地化や開発行為等に伴う整備が今後も必要です。また、集合処理区域外においても公共浄化槽の普及促進に努め、引き続き公共水域の水質保全や住環境の向上を図る必要があります。

供用開始から30年以上が経過し、下水道処理場をはじめとする施設の老朽化に伴う故障等により修繕費用の増加が見込まれるため、計画的な施設の更新や適正な維持管理が必要です。

近年、国内では大規模な地震が発生しており、下水道施設が被災した場合、公衆衛生や生活環境など市民生活に重大な影響を及ぼすため、施設の耐震対策を図る必要があります。

浸水防除の面では、市街地における農地の宅地化など土地利用状況の変化に対応した雨水排水施設の整備が求められています。

汚水処理施設の普及状況の推移

区 分	総人口 (人)	処理人口 合計 (人)	公共 下水道 (人)	農業集落 排水 (人)	漁業集落 排水 (人)	合併 浄化槽 (人)	普及率 (%)
平成17年度	50,591	44,725	36,833	2,380	1,876	3,636	88.4
平成27年度	44,769	42,599	36,363	1,741	1,440	3,055	95.2
平成28年度	43,961	41,902	35,799	1,714	1,385	3,004	95.3
平成29年度	43,352	41,383	36,026	1,689	681	2,987	95.5
平成30年度	42,590	40,708	35,479	1,648	661	2,920	95.6
令和元年度	41,783	40,154	34,916	1,635	621	2,982	96.1
令和2年度	41,010	39,457	34,324	1,584	594	2,955	96.2

※平成23年度までは外国人を含まない。

資料：下水道処理人口普及率調査

※合併浄化槽の利用人口は、下水道及び集落排水施設を利用できる区域外での利用人口。

ウ 環境保全と資源循環社会

当市は、2つの国立公園と3つの県立公園をはじめ、海岸、山岳、溪谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれています。しかし、ごみの不法投棄や外来種の移入などによる良好な自然環境を損なう行為や現象が見受けられ、自然保護意識の普及啓発と自然とのふれあいの推進などにより、自然環境の保全に向けた新たな取組が求められています。

ごみの減量化と再資源化に対する人々の関心の高まりにより、市民1人当たりのごみ処理量はほぼ横ばい状況で推移していますが、市、市民及び事業者の連携の下にごみの排出抑制及び再利用によるごみの減量化と適正処理を推進し、更なる減量化に努めていく必要があります。

ごみ処理施設、一般廃棄物最終処分場及びし尿処理施設の安定的な施設の稼働と適正処理に努めていく必要があります。

し尿処理施設については、公共下水道等の普及や人口減少により処理量が年々減少していくため、効率的な処理に向けた整備が必要です。

快適な生活環境を保全するため、大気、水質、騒音、振動、悪臭などの実態把握に努めていく必要があります。

一方、ツキノワグマなどの野生動物が人家付近に出没するようになり、人的被害が懸念されるため、効果的な被害防止策の構築を図る必要があります。

また、市内にある2つの斎場は、適正な管理と計画的な改修により、長寿命化を図

る必要があります。

当市の中山間地域は多雪地帯であり、積雪が市民生活や地域経済、社会活動に大きな影響を及ぼしています。高齢者世帯の増加に伴い、自宅から公道までの除雪や屋根雪処理が困難な世帯が増加しており、特に中山間地域における地域社会の安定を図る上での課題となっています。

さらに、雪を利活用した産業、観光の振興やレクリエーション活動等の実施により、誘客や健康づくりの推進が必要となっています。

ごみ処理状況の推移

区 分	処理計画人口(人)	処理人口(人)	年間総排出量(t)	年間総収集量(t)	処理施設処理量(t)		
					焼却処理	埋立処理	その他
平成17年度	50,807	50,807	19,734	19,734	13,975	1,281	4,478
平成27年度	44,769	44,769	16,357	16,357	12,068	1,047	3,242
平成28年度	43,961	43,961	15,967	15,967	11,833	956	3,178
平成29年度	43,352	43,352	15,825	15,825	11,782	900	3,143
平成30年度	42,590	42,590	15,902	15,902	11,765	969	3,168
令和元年度	41,783	41,783	15,743	15,743	11,729	918	3,096
令和2年度	41,010	41,010	15,782	15,782	12,338	504	2,940

資料：環境生活課

エ 消防防災・防犯

当市は、脆弱な地質と急峻な地形のため、土石流災害や地すべりなどの危険箇所が多く、加えて波浪災害や新潟焼山による火山災害の危険性も抱えています。市民の生命や財産を守るため、国、県、企業等と連携し、迅速かつ的確に対応できる消防・防災などの危機管理体制づくりと日常の備えが必要です。

近年の災害は、強大な台風や線状降水帯などの影響により、激甚化する傾向があり、早めの避難行動や災害時避難行動要支援者への対応など、市民・地域が一体となった自助・共助の取組の推進が求められるほか火災予防等の消防力の強化と迅速かつ的確な消防活動が必要となっています。

また、核家族化、過疎化、高齢化等の進展により、これまで地域社会が持っていた犯罪抑止機能の低下と、子どもや高齢者などのより弱い立場の人に対する被害への不安が強まっています。防犯組合連合会を中心とした、地域、家庭、各種団体などとの地域防犯ネットワークの充実を図りながら、防犯意識の醸成や、学校や地域の防犯パトロール強化、迅速な情報提供と啓発、事後対策など安全・安心な環境整備に取り組む必要があります。

自主防災組織の組織率

区 分		平成17年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全市	組織率(%)	21.5	80.3	81.4	85.2	85.9	87.0	86.9
	組織数	22	71	74	77	80	81	81
	世帯数	3,759	14,159	14,352	14,894	15,028	15,103	15,067
うち 能生地域	組織数	13	34	36	37	38	38	38
	世帯数	975	2,442	2,562	2,657	2,693	2,663	2,649
うち 糸魚川地域	組織数	9	30	31	32	33	33	33
	世帯数	2,784	10,313	10,386	10,516	10,516	10,523	10,512
うち 青海地域	組織数	0	7	7	8	9	10	10
	世帯数	0	1,404	1,404	1,721	1,819	1,917	1,906

資料:消防本部(各年4月1日現在)

消防力の状況

区分	消防職員数(人)	消防団員数(人)	消防ポンプ自動車(台)					その他の車両(台)			
			普通車	水槽付	はしご付	化学車	水槽車	その他	救急車	指揮車	救助工作車
平成17年	93	1,165	4	3	1	1	1	7	5	1	1
平成27年	91	1,053	4	2	1	1	1	7	5	1	1
平成28年	90	1,040	4	2	1	1	1	7	5	1	1
平成29年	91	1,027	4	2	1	1	1	6	5	2	1
平成30年	91	999	4	2	1	1	1	6	5	2	1
令和元年	91	1,008	4	2	1	1	1	7	5	2	1
令和2年	90	1,001	4	2	1	1	1	8	5	2	1

区分	小型動力ポンプ付積載車(台)	その他のポンプ(台)	水利設備(箇所)			
			消火栓		防火水槽	プール井戸等
			地上式	地下式		
平成17年	78	5	329	137	329	34
平成27年	75	5	513	159	341	25
平成28年	74	5	516	159	342	24
平成29年	74	5	537	159	343	24
平成30年	75	6	542	157	346	24
令和元年	75	6	547	157	349	24
令和2年	75	6	551	156	350	23

資料:消防本部(各年4月1日現在)

オ 住宅・宅地の整備

当市は、市営・県営含めて約 460 戸の公営住宅を有していますが、一部老朽化した公営住宅もあり、計画的な補修等が必要となっています。

一方、近年大地震が多く発生している状況から、建物の耐震性に対する関心が高まっており、当市でも公共施設をはじめ住宅の耐震化に取り組んでいく必要があります。

カ 未利用公共施設の管理

老朽化に伴う移転や過疎化の進行による学校その他公共施設の統廃合等により、未利用の公共施設が増加していることから、倒壊や飛散、火災、防犯等を未然に防止するため、未利用公共施設を適正に管理する必要があります。

(2) その対策

ア 水道施設

- ・安全で安定した水を供給するため、施設の定期的な修繕と計画的な更新や施設の耐震化を推進します。
- ・小規模水道など、人口減少が著しい地区の水道経営や施設管理の支援を検討します。
- ・お客さまの利便性の向上を図るため、多様なニーズに対応したサービスの提供を推進するとともに、料金や経営状況、水質の安全性に関する情報の公開を推進します。

イ 下水道施設

- ・公共水域の水質保全のため、公共下水道区域内においては市街地の道路整備や開発行為等に併せて汚水管渠を整備し、集合処理方式以外の区域においては公共浄化槽の普及拡大に努めます。
- ・下水道施設の耐震化や予防保全的な改築更新により、施設の強靱化と維持管理の適正化に努めます。

ウ 環境保全と資源循環型社会

(7) 自然環境の保全

- ・自然環境を保全するため、広報活動により糸魚川ジオパークや国立公園等の優れた自然風景地の保護に対する関心と理解を促進し、不法投棄監視などの強化を図ります。
- ・自然の豊かさを体感してもらうため、観察会等により自然とのふれあいを促進し、自然との共生についての市民意識の高揚に努めます。

(4) 循環型社会の形成

- ・ごみの減量化と資源リサイクルを促進し、当市の自然及び生活環境を保全するため、省エネルギーや環境に配慮したライフスタイルの普及・促進を図ります。
- ・ごみ処理施設の、一般廃棄物最終処分場及びし尿処理施設の安定的な施設の稼働と適正処理を図ります。
- ・旧ごみ処理施設の周辺環境に配慮した解体撤去を推進します。
- ・し尿処理施設の長寿命化計画を策定し、効率的な処理に向けた施設の整備を行い、維持管理費用の削減を図ります。

(7) 生活環境の充実

- ・快適な生活環境を保全するため、大気、水質、騒音、振動、悪臭などの実態を把握するとともに、環境保全に対する市民意識の高揚と行動する市民の増加に努めます。
- ・野生動物による人的被害を防止するため、野生動物に対する市民意識の向上と捕獲体制整備に努めます。

- ・ 斎場は、適正な管理と計画的な改修により、長寿命化を図ります。

(イ) 克雪・利雪のまちづくり

- ・ 誰もが住み慣れた地域で暮らせるようにするため、各集落や各地区における助け合いによる共同除雪体制の促進を図り、高齢者世帯等で自力での除雪等が困難な世帯への除雪支援を推進します。
- ・ 冬期間の入込客の増加や市民の健康増進を図るため、スキー場などを活用し、雪を利活用したイベントやレクリエーションを行います。

エ 消防防災・防犯

(7) 防災・危機管理の推進

- ・ 災害に強いまちづくりに向けて、防災行政無線の適正な維持管理により確実な情報伝達に努め、多様な災害に対応するため、地域防災計画に基づいた避難場所等の確保や避難路の整備、要配慮者に対する支援や自主防災組織の活動の活性化など、地域防災力の向上と防災対策の充実に努めます。

(イ) 消防・救急体制の充実

- ・ 消防団の充実と強化を図るため、消防団の拠点化などの組織体制の整備と施設・装備を充実させるとともに、地域、事業所の協力により団員の確保に努めます。
- ・ 消防水利の充足率の低い地域の解消を図るため、消火栓及び地震に強い耐震性貯水槽の整備に努めます。
- ・ 消防車両の更新と救助資機材の整備を行い、万全な消防救急活動に備えます。
- ・ 応急手当の知識・技術の普及と心肺停止傷病者の救命率向上を図るため、市民の応急手当指導員及び応急手当普及員の育成を行うとともに、小中学校や高等学校、地域、事業所と連携し、AED（自動体外式除細動器）の設置促進と応急手当講習会等の開催により市民への知識・技術の普及に努めます。
- ・ 救急体制の高度化を図るため、高規格救急車の更新及び高度救命処置用資機材の配備を推進するとともに、救急医療機関との連携強化に努め、救急体制の高度化を図ります。
- ・ 全救急隊に救急救命士の複数配置を行うとともに、救急救命士を含む救急隊員の資質の向上を図ります。

(ウ) 防犯・交通安全対策の充実

- ・ 犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯組合連合会を核として、市民一人一人の防犯意識を高めるとともに、地域防犯団体や警察署、学校等と連携を図りながら、地域住民による通学路等の防犯パトロールや不審者対策など「地域の安全は地域で守る」活動を展開します。

- ・交通事故防止のため、交通安全運動、交通安全思想の普及啓発、道路交通環境の整備等について、警察や交通安全協会など関係機関等と連携し、交通情勢の変化に対応した交通安全対策を推進します。

- ・交通事故防止や犯罪防止を図るため、街路灯の設置及び更新を促進します。

オ 住宅・宅地の整備

- ・経済の悪化に伴う離職者の増加や高齢者人口の増加など社会状況の変化に対応するため、老朽化した公営住宅の修繕を計画的に行い、効率的活用や適切な維持管理に努めます。

- ・地震災害における住宅の被害を軽減するため、住宅の耐震診断や耐震補強改修を支援します。

- ・公園施設長寿命化計画に基づき、経年劣化した公園施設のリニューアルを行い、安心して利用できる施設整備に努めます。

カ 未利用公共施設の管理

- ・地域住民の安全・安心の確保の観点から、倒壊や飛散のおそれがある等、危険な状態にある老朽化した未利用の公共施設については、解体撤去を行います。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道 簡易水道	水道施設整備事業	市
		簡易水道施設整備事業	市
	(2) 下水処理施設 公共下水道	汚水幹線築造事業	市
		汚水枝線築造事業	市
		汚水処理施設更新事業	市
		汚水処理施設更新事業（集落排水）	市
		浄化槽整備事業	市

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設 その他	次期ごみ処理施設整備事業	市
		し尿処理施設整備事業	市
		次期一般廃棄物最終処分場整備事業	市
	(5) 消防施設	消防水利整備事業	市
		消防団施設整備事業 消防団格納庫整備	市
		消防車両整備事業	市
		消防団積載車整備事業 小型動力ポンプ付積載車、指揮車整備	市
		救急業務高度化整備事業 高規格救急車、救急資機材整備	市
		救助資機材整備事業	市
	(6) 公営住宅	市営住宅長寿命化事業	市
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	公共施設解体事業 内容：老朽化した未利用の公共施設の解体撤去 必要性・効果： 倒壊や飛散のおそれがある等、危険な状態にある老朽化した未利用の公共施設を解体撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現を図る。	市
		自主防災組織育成事業 内容：資機材購入、訓練活動費等の補助 必要性・効果： 防災活動の資機材購入や訓練活動への助成、リーダー研修等を開催することで、自発的な防災組織の結成、育成を促進し、地域防災力の向上を図る。	市
		鳥獣対策事業 内容：狩猟免許取得助成、有害鳥獣捕獲等業務委託等 必要性・効果： 狩猟免許取得費用等を助成することで、有害鳥獣捕獲の担い手を育成し、有害鳥獣の個体数を調整し、人的被害の阻止及び農作物被害の減少を図る。	市
		街路灯設置補助事業 内容：街路灯のLED化の推進 必要性・効果： 生活道路の街路灯設置を助成することで、交通事故防止や不審者対策に対する防犯を高め、犯罪のない安全・安心な生活環境を確保する。	市
		(8) その他	緊急防災・減災事業
		河川排水路改修事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

中長期的にコストの縮減、平準化を目指すとともに、消防団施設は拠点化計画により再編を進め、公営住宅は長寿命化計画により長寿命化を図ります。また、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

当市の就学前児童数は、年々減少傾向にあり、令和2年国勢調査の総人口に占める割合は3.2%となっています。少子化の進行は社会経済を支える生産年齢人口の減少を招き、地域社会の活力を低下させることが予想され、子ども一人一人の健やかな成長を基本として、安心して産み育てられる環境づくりが求められています。

当市における核家族世帯の割合は、令和2年国勢調査では全世帯の53.7%で、就労環境の変化などに対応した一時保育や延長保育、ファミリーサポート事業、学童保育の拡充が求められています。

また、少子化が進行する中で、核家族化や隣近所との関係の希薄化などを背景に、従来、家庭や地域社会が担ってきた互助の機能が低下し、親が育児に対する不安やストレスを感じ、児童虐待等を引き起こす要因になっているとも言われており、気軽に相談できる体制整備が求められています。

次世代を担う子どもたちは、地域の宝であり、子育て世帯の経済的負担の軽減、生活リズム改善の取組を中心とした親子の健康確保や家庭での子育て支援の充実、保育園・幼稚園はもとより、学校、地域、企業、家庭及び関係機関で連携した取組が求められており、子ども一貫教育方針の下、子ども・子育て支援事業計画を推進し、地域全体で子どもを育てることが大切です。

また、令和2年国勢調査の未婚率は、30歳代の男性では48.5%、女性では28.2%となっており、男性は県平均や全国平均より高く、女性は低い数値となっています。未婚化や晩婚化の進行は、出生率低下につながるため、男女の出会いの場を設定するなど結婚支援が必要となっています。

就学前児童数（0～5歳児）の推移

区分	昭和55年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口（人）	61,488	56,803	54,780	53,021	49,844	47,702	44,162	40,765
0～5歳児（就学前児童）数	4,940	3,221	2,781	2,562	2,233	2,013	1,629	1,309
就学前児童の比率（%）	8.0	5.7	5.1	4.8	4.5	4.2	3.7	3.2

資料：国勢調査

イ 高齢者福祉

当市の65歳以上の高齢者数は年々増加しており、令和2年国勢調査では高齢化率は

40.0%となっています。加えて高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者世帯、さらに、要介護及び要支援者が増加しています。

介護保険制度は、年々増え続ける介護費用の増大から、国において定期的な見直しが行なわれ、介護予防活動に重点を置くとともに、地域における包括的な支援体制を強化するため、本市でも中核機関として地域包括支援センターを設置しています。

要介護状態になっても、ニーズや状態の変化に応じて、適切なサービスが受けられるよう介護保険制度の安定的な運営を図っていく必要があります。

高齢者が生涯住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって、自立した生活を送るためには、高齢者の社会参加のための環境づくりや地域内で支え合う互助の体制づくりが必要であるとともに、高齢者の安否確認など、介護保険制度外の在宅福祉サービスの充実も求められています。

高齢者福祉施設は、今後の介護保険料への影響等を考慮し、在宅サービスを基本としながら、更に進む高齢化や家庭での介護力の低下などに対応した整備の検討が必要です。

また、高齢化の更なる進展により、高齢者をはじめとする交通弱者への公共交通支援、とりわけ通院手段の確保が求められています。

高齢者数の推移

区 分	昭和55年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口（人）	61,488	56,803	54,780	53,021	49,844	47,702	44,162	40,765
65歳以上人口（人）	8,183	10,912	12,762	14,402	15,379	15,702	16,404	16,296
うち 一人暮らし人口（人）	357	706	1,082	1,349	1,666	1,949	2,196	2,577
一人暮らし人口の65歳以上人口に占める割合（%）	4.4	6.5	8.5	9.4	10.8	12.4	13.4	15.8
高齢化率（%）	13.3	19.2	23.3	27.2	30.9	32.9	37.1	40.0

資料：国勢調査

ウ 障害者等福祉

障害者が、安全に安心して生活を送るためには、障害のある人もない人も、地域の中でお互いに尊重しあい、生き生きと社会活動に参加することができるよう、家族に対するケアを含めた継続性のある相談支援体制を強化し、就労支援や日中活動の場の提供、住まいの確保など福祉サービスの充実を図ることが重要です。

エ 市民の健康増進

近年、高血圧症・脂質異常症・糖尿病などの生活習慣病が増加し、この予防が大きな課題となっており、食事を中心とした生活習慣の改善だけではなく、運動を取り入れた健康づくりが必要となっています。健康づくりを目的とした教室への参加者は増加し、健康づくりに対する意識はますます高まっており、健康づくりセンターを拠点として、地区公民館などでの事業の充実と、指導者の育成・確保が必要となっています。

また、市民一人一人が自分の健康は自分で守り、つくることを基本とした、意識づくりときっかけづくりを推進する必要があります。

さらに、各種健康診査の受診率向上を図り、これまで以上に生活習慣病の発症や重症化を予防する取組を進めるとともに、早期発見、早期治療を推進していく必要があります。

近年、働き盛りの男性の自殺者が増加傾向にあることから、関係機関や地域が一体となって予防対策を推進していく必要があります。

(2) その対策

ア 児童福祉

- ・育児相談や乳幼児の親子交流の場の提供などを行う地域子育て支援センターやファミリーサポート事業などを推進し、保育園・幼稚園、学校、地域、企業、家庭が連携し、地域社会全体で子育てを支援する体制を充実します。

- ・社会環境の変化に伴う保育需要の多様化に対応するため、延長保育や一時保育等の特別保育、休日保育、病児保育、学童保育等による保育サービスの充実を図ります。

また、子育てしやすい雇用環境の意識啓発を図り、子育てと仕事が両立できるよう企業側の理解と協力を求めます。

- ・保育料や子どもの医療費、予防ワクチン接種費等の軽減を図るとともに、子育て支援施設や保育施設の配置と整備を総合的に検討し、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備を推進します。

- ・子育て支援を充実する一方、未婚化・晩婚化に歯止めをかけ、出生率向上につながるため、結婚に向けた意識啓発、出会いの場の創出や縁結びコーディネーターの活動への支援などにより、結婚を望む男女を後押しします。

イ 高齢者福祉

(7) 高齢者福祉の充実

- ・介護保険制度の安定的な運営を図り、一人暮らし高齢者や認知症の方を地域で共に支え合う仕組みづくりを推進します。

- ・住み慣れた地域での暮らしを支援するため、各種在宅福祉サービスを充実するとともに、路線バスやタクシー利用料金の一部を助成することで高齢者の外出を支援します。

- ・在宅生活が困難となった高齢者や介護者のニーズに対応するため、施設整備の方針を定め、整備を図ります。

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、フレイル（高齢者の虚弱状態）のおそれのある高齢者全体を支援します。

- ・介護従事者を確保するため、就学資金貸与や資格取得のための受講料等を支援します。

(イ) 高齢者生きがいづくりの充実

- ・高齢者の生きがい対策として、老人クラブ活動や地域ボランティア活動、子どもや若者との世代を超えた交流活動など、高齢者が気楽に交流できる場を身近な場所に設け、それぞれの知識や経験をいかした社会参加活動を促進します。
- ・熟練労働者の知識や技能をいかすため、各種制度の周知、活用を促進するとともに、糸魚川市シルバー人材センターの活動を支援することで、経験や能力に応じた就業機会の拡充を図ります。

ウ 障害者等福祉

(ア) 地域福祉の充実

- ・市民一人一人が福祉の担い手となるまちづくりを推進するため、地域コミュニティ活動を促進し、地域社会における連帯感の醸成や相互扶助機能の充実など地域での自主的な取組を支援します。
- ・地域福祉活動の中核を成す社会福祉協議会の体制強化に努め、NPOをはじめボランティア団体、福祉団体及び企業等のボランティア活動を支援し、地域福祉活動の充実を図ります。

(イ) 障害者の自立と社会参加の促進

- ・障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、在宅福祉の充実やボランティア団体等の育成及び支援に努め、地域で支え合う体制づくりを促進します。
- ・障害者が地域で共同生活しながら、自立して暮らせるようにグループホーム整備に対して支援します。
- ・建物や道路、歩道、公園等の整備に当たっては、障害の有無にかかわらず、誰もが安全で自由に外出や移動ができるようなまちづくりに努めます。

エ 市民の健康増進

- ・疾病予防のための意識啓発を行うとともに、早期発見・早期治療に結びつけるため各種健康診査を実施し、受診率の向上を図ります。
- ・運動による健康づくりが地域に定着し、継続的に行われるよう、活動の機会を増やし、指導者・スタッフを養成して健康づくり事業を推進します。
- ・こころの健康づくりについては、自殺の原因の分析や自殺の危険性の高い人への継続支援を行うとともに、地域全体で自殺予防に取り組む体制を整備します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所 児童館	市営保育所整備事業	市
		民営保育所等整備事業	法人
	(3) 高齢者福祉施設 その他	認知症対応型共同生活介護施設整備事業 施設整備助成	法人
	(5) 障害者福祉施設 その他	障害者共同生活施設整備事業 施設整備助成	法人
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	妊娠アシスト事業 内容：不妊症・不育症の治療費助成 必要性・効果： 精神的、経済的に大きな負担がかかる治療を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境を整備する。	市
		妊産婦支援事業 内容：妊産婦に対する健診費用、医療費助成 必要性・効果： 妊産婦の経済的負担を軽減し、市内での出生数の減少に歯止めをかける。	市
		子ども医療費助成事業 内容：子どもの通院費、入院費の助成 必要性・効果： 子どもの健康増進と福祉向上のため、子育て世代の負担軽減を図ることにより、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進する。	市
		子ども・妊婦インフルエンザ接種助成事業 内容：インフルエンザ予防接種費用の助成 必要性・効果： 全額自己負担の任意予防接種の費用を助成することで、経済的負担の軽減を図るとともに、疾病予防を促進する。	市
高齢者おでかけ支援事業 内容：路線バス、タクシー利用料金の助成 必要性・効果： 住み慣れた地域での暮らしを支援するため、70歳以上の市民に路線バスやタクシー利用料金の助成を行うことにより、高齢者の閉じこもり防止と積極的な社会参加を促進する。		市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	高齢者運転免許自主返納支援事業 内容：路線バス、タクシー利用料金の助成 必要性・効果： 住み慣れた地域での暮らしを支援するため、運転免許を自主返納した75歳以上の市民に路線バスやタクシー利用料金の助成を行うことにより、高齢者の閉じこもり防止と積極的な社会参加を促進する。	市
		高齢者配食サービス事業 内容：高齢者への食事の提供 必要性・効果： 住み慣れた地域での暮らしを支援するため、食事づくりが困難な高齢者に対して食事を提供することにより、生活習慣病の予防と安否確認及び孤独感の緩和を図る。	市
		一人暮らし安否確認事業 内容：緊急通報装置の貸与、見守り支援 必要性・効果： 緊急通報装置の貸与や地域コミュニティによる定期的に見守ることにより、孤独感を緩和し、安心・安全な在宅生活を確保する。	市
		移動販売支援事業 内容：中山間地域への買い物支援 必要性・効果： 点在する集落へ移動販売を行い、生活物資の提供や高齢者の安否確認をすることで、住み慣れた地域での暮らしを支援する。	市
		通院等支援サービス事業 内容：高齢者等の福祉タクシーの運行委託 必要性・効果： 寝たきり高齢者等の通院等に使用する専用車両を委託することにより、世帯負担の軽減と在宅介護の環境向上を図る。	市
		介護従事者修学資金貸与事業 内容：就学資金の貸与 必要性・効果： 介護従事者を確保するため、就学資金の貸与による支援を行い人材確保を図る。	市 団体
		介護人材育成支援事業 内容：資格受験料等の助成 必要性・効果： 介護従事者を確保するため、資格取得のための受験料等を助成し、人材確保を図る。	市 団体
		障害者交通費助成事業 内容：路線バス、タクシー利用料金等の助成 必要性・効果： 住み慣れた地域での暮らしを支援するため、障害者に路線バスやタクシー、ガソリン等の交通費の助成を行うことにより、外出支援や社会参加を促進する。	市
	(9)その他	総合福祉会館改修事業	市
		子育て支援施設整備事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

保育園等の適正配置に関する計画を今後策定し、適切な管理方法を検討します。また、施設の特徴を考慮し、保健・福祉サービスの拠点としての機能を維持することとし、利用実態に応じたあり方を検討するとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 地域医療

当市には一般病院 2 施設、一般診療所 32 施設、歯科診療所 17 施設の医療機関があり、このうち公的診療所は小滝、根知、平岩及び能生国民健康保険診療所の 4 施設がありますが、平成 30 年 12 月末現在、人口 10 万人当たり 173.4 人と新潟県及び国の平均を大きく下回っています。

また、市内で働いている医師の年齢構成は、平成 30 年 12 月末現在、60 歳以上が全体の約 3 割を占めており、高齢化に伴う廃業等が想定され、一人でも多くの医師の確保が求められています。

一部の医療機関が山間地域まで通院バスを運行するなど高齢者への医療体制の充実を図っていますが、磯部地区、市振地区や歌外波地区などには医療機関がなく、また、高度な治療を受診するため、市外の医療機関へ通・入院する患者もいます。市内で安心して受診できる医療体制を確保するため、医師をはじめとする医療技術者の確保と医療機器の高度化が求められています。

人口 10 万人当たりの医師数の推移

区分	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年
全国人口10万人対 (人)	217.5	224.5	230.4	237.8	244.9	251.7	258.8
新潟県 (人)	4,478	4,482	4,540	4,580	4,646	4,698	4,727
人口10万人対 (人)	185.2	187.5	191.2	195.1	200.9	205.5	210.5
糸魚川市 (人)	65	65	63	58	64	64	73
人口10万人対 (人)	131.9	134.7	132.1	124.9	141.8	147.0	173.4

資料：健康増進課（各年12月末現在）

年齢別医師数

～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	平均年齢
12人	16人	5人	12人	19人	9人	51.0歳

資料：健康増進課（平成30年12月末現在）

イ 救急医療

当市の救急医療は、病院群輪番制病院運営事業や休日夜間に開業医が糸魚川総合病院へ出務することにより、24 時間 365 日の第一次及び第二次救急医療体制が確保されていますが、開業医の高齢化等に伴い救急医療に従事する医師数の減少が危惧されて

います。

第三次救急医療については、隣接する上越市に救命救急センターが設置されていますが、搬送に40分以上の時間を要し、救急患者に対する迅速かつ適切な対応が求められています。

(2) その対策

ア 地域医療

- ・安全・安心で身近な医療体制を充実させるため、関係機関相互の連携強化を図るとともに、能生国民健康保険診療所をはじめ、地域医療の基盤整備に努めます。
- ・医師確保のため、関係機関への医師派遣要望活動に努めるとともに、修学資金貸与事業などにより医師及び医療技術者の地元就業を図り、医療従事者が継続して働けるよう医療機関と連携した環境づくりを促進します。

イ 救急医療

- ・24時間365日の診療体制の確保・充実のため、病院群輪番制病院運営事業及び救急告示病院運営事業により、救急病院に対して第二次救急医療体制の維持に必要な支援を行うとともに、医師会の協力により開業医が糸魚川総合病院へ出務することで、休日夜間の第一次救急医療における支援体制が確保されるように努めます。
- ・救急病院での診療体制を維持するため、医師確保の取組を支援します。救急病院の機能を充実させ、より重症な患者の受入れもできるように、必要な施設・医療機器などの整備及び救急医療体制の維持確保に対する支援を行います。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	医療施設等設備整備事業	市
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	救急医療対策事業 内容： 休日夜間当番医制 （第一次救急医療体制の医師会への委託） 病院群輪番制病院運営 （救急病院に対する第二次救急医療体制維持に係る運営費補助） 救急告示病院運営 （救急病院に対する救急専用病床運営維持費補助） 必要性・効果： 24時間365日の診療体制を確保するため、医師会、救急病院の協力を得て、第一次・第二次救急医療体制を維持する。また、救急病院での診療体制を維持するための医師確保の取組を支援し、安全安心な医療環境を確保する。	市
		医療人材確保対策事業 内容：医師、医療従事者の修学資金貸与及び住居費支援、専門医及び研修医受入れ支援 ほか 必要性・効果： 医療従事者を確保するため、就学資金の貸与や住宅家賃の助成等により人材確保を図る。	市
		市内産婦人科確保対策事業 内容：市内出産等奨励金、産婦人科利用者経費助成 ほか 必要性・効果： 出産件数の確保により市内産婦人科を確保するため、出産者への奨励金交付及び産婦人科利用者へのサービス向上を図る。	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域医療の性質を踏まえ適切に維持管理し、長寿命化を図るとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 就学前教育・学校教育

平成7年度には児童数 3,509 人、生徒数 1,935 人でしたが、平成27年度は児童数 2,032 人、生徒数 1,127 人、令和2年度は児童数 1,766 人、生徒数 920 人と減少しています。また、0歳児から5歳児までの人数を基に将来動向を推計すると、令和7年度には児童数 1,276 人、生徒数 792 人となり、学校の小規模化が更に進む見込みです。

近年では、平成17年度以降5か所で学校の統合を行いました。今後も、教育効果の向上を目的とし、地域住民との協議を進める中で、学校統合による規模の適正化に努めなければなりません。

また、学校施設整備については、計画的に大規模改修等を行うことで、施設の長寿命化を図っていく必要があります。

今後、過疎化、少子化が進む中、郷土愛を育むため、ふるさと糸魚川に根ざした特色ある教育活動を拡充していく必要があります。幼稚園・保育園、小・中・高等学校において糸魚川ジオパークに関する学習を積極的に展開し、0歳から18歳までの子どもの発達段階にふさわしい連続性を重視した「子ども一貫教育」の更なる充実が求められます。

さらに、子ども一人一人の学びを尊重するため、教育的ニーズに応じた相談体制や教育的支援の充実に努め、地域の理解と協力を得ながら、ともに歩み、ともに創る学校づくりを進めていかなければなりません。

児童・生徒数等の推移

区分	小学校			中学校		
	学校数	児童数		学校数	生徒数	
		人数(人)	平成7年度 対比(%)		人数(人)	平成7年度 対比(%)
平成7年度	23	3,509	-	7	1,935	-
平成12年度	23	2,824	80.5	5	1,676	86.6
平成17年度	18	2,642	75.3	5	1,348	69.7
平成25年度	17	2,141	61.0	4	1,117	57.7
平成26年度	17	2,066	58.9	4	1,139	58.9
平成27年度	17	2,032	57.9	4	1,127	58.2
平成28年度	16	1,969	56.1	4	1,112	57.5
平成29年度	16	1,917	54.6	4	1,034	53.4
平成30年度	14	1,884	53.7	4	978	50.5
令和元年度	14	1,821	51.9	4	927	47.9
令和2年度	14	1,766	50.3	4	920	47.5
令和7年度 (推計)	14	1,418	40.4	4	792	40.9

資料:学校基本調査(推計は教育委員会調査)

イ 生涯学習

価値観の変化と多様化、ますます進む高齢社会、余暇の活用など、成熟した社会における市民の学習ニーズは細分化・高度化してきています。一方で、核家族・少子化の中、虐待や少年犯罪の増加などに見られるように、家庭での学びあいの意識が希薄となっており、家庭教育はもちろん、家庭を取り巻く地域の教育力の向上に大きな期待が寄せられ、これらへの取組が重要な課題となっています。

市民が心豊かに生活し、学びの中での自己達成を図り、家庭や職場・地域がともに活性化していくためには、社会教育を中心とした広範な分野からのアプローチが必要であり、さらに、生涯学習の重要性を認識し、取り組もうとする機運を高めていく必要があります。将来を担う人づくりの観点からも、生涯学習が果たす役割は大きく、ふるさとを愛する心の醸成とともに、多様化している個人の価値観やニーズに対応した柔軟な生涯学習機会の提供が必要です。

そのため、生涯学習施設の充実と施設の安全性の向上を図るとともに、既存施設の有効活用を図る必要があります。その中でも、図書館については、更なる蔵書資料などの充実と利用しやすい環境の整備が求められています。

ウ 生涯スポーツ

健康でいきいきとした暮らしの実現のため、スポーツを通じた健康づくりや仲間との交流など多様なスポーツ活動に大きな関心が寄せられており、生涯にわたりスポーツに親しむ環境づくりが求められています。

スポーツ施設については、屋内・屋外施設ともに整備・改修を実施しており、また、小・中・高等学校の体育施設を地域スポーツ施設として開放していますが、市民のスポーツ活動への要求に対応していくためには、施設の適切な維持管理と定期的な整備に努めなければなりません。

(2) その対策

ア 就学前教育・学校教育

(ア) 子ども一貫教育方針に基づく教育の推進

- ・幼稚園・保育園から小学校への育ちや学び、小・中・高等学校間の一貫した教育活動を推進するため、教職員の交流や連携を図りながら、学びの連続性を充実させます。

- ・「ふるさと糸魚川」に愛着をもち、心豊かな子どもを育てるため、糸魚川ジオパークに関する学習を中核とした体験学習を積極的に展開します。

- ・一人一人の教育的ニーズに対応するため、教育相談体制や特別支援教育体制の充実に努めます。

(イ) 教育環境の整備・充実

- ・充実した学習環境と安全性を確保するため、老朽化等に伴う施設整備及び適正な

施設管理に努めるとともに、通学路等防犯パトロールなどの防犯対策の充実に努めます。

- ・教育効果の向上とより良い教育環境を確保するため、地域の状況を勘案して最適な教育環境について検討し、学校統合についても関係地区等の意向を踏まえながら整備を進めます。

- ・学校の統廃合により遠距離通学を余儀なくされた児童・生徒の負担軽減のため、スクールバスの運行などによる通学の支援を行います。

イ 生涯学習

(7) 生涯学習体制の整備

- ・生涯各期にわたって、社会生活における必要課題・要求課題を的確に捉え、社会教育活動を推進するとともに、市民が学習できる機会と場の充実に努めます。

- ・地域の将来を担う心豊かな子どもを育むため、学校教育との融合や公民館・地域活動との連携を図りながら、家庭におけるよりよい親子関係づくりや幼児期からの体験活動、世代間交流を推進します。また、青少年の健全な人間形成を促進します。

- ・市民の読書活動の促進と市民の多様な学習要求に応じた図書館サービスの充実に努めます。

(4) 生涯学習基盤の整備

- ・生涯学習施設の充実と施設の安全性の向上を図るため、生涯学習センターや地区公民館、集会施設、図書館等の施設整備を進めるとともに、誰もが気軽に集い、利用しやすい環境をつくるため、利用状況と利用者のニーズを把握し、施設のサービスの充実に努めます。

ウ 生涯スポーツ

(7) 生涯スポーツ活動の推進

- ・スポーツによる市民の健康づくりを図るため、誰でも気軽に楽しく参加できるレクリエーションスポーツ教室の開催など明るく活力に満ちた生涯スポーツ活動を推進するとともに、関係団体との連携によりスポーツ推進体制の強化を図ります。

- ・競技スポーツの競技力向上のため、スポーツ協会、学校教育団体との連携・支援に努めるとともに、指導者の相互連携や有名選手を招致したスポーツ教室などの開催に努めます。

(4) スポーツ環境の整備

- ・体育館等の老朽化に伴う施設整備とともに、美山公園内のスポーツ施設の整備を進め、現有する各施設の有効利用と効率的な活用を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	中学校大規模改修事業	市	
		小学校改修事業	市	
		中学校改修事業	市	
		スクールバス・ポート	スクールバス整備事業	市
			給食施設	学校給食センター整備事業
	(2) 幼稚園	市営幼稚園整備事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設	地区公民館施設整備事業 空調設備の整備・更新、施設改修 ほか	市	
		生涯学習施設整備事業 能生生涯学習センター、集会施設 ほか	市	
		集会施設改修事業	市	
		マリンホール施設改修事業	市	
		ふれあいセンター施設大規模修繕事業	市	
	体育施設	体育施設設備整備事業 夜間照明施設 ほか	市	
		公園スポーツ施設整備事業	市	
		スクールバス等車庫整備事業	市	
	図書館	図書館施設整備事業	市	
		(4) 過疎地域持続的発展特別事業	通学支援事業 内容：遠距離通学児童の生徒の交通費支援 必要性・効果： 学校統廃合に伴い児童、生徒の通学距離が延び、保護者の経済的負担が増えていることから、通学にかかる経費の助成による支援を行う。	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育施設は、学校施設長寿命化計画により、施設の長寿命化を図るとともに、学校の適正配置に関する計画を今後策定し、適切な管理運営方法を検討します。

博物館等は、利用状況や建物性能、全市的な配置バランス、利用率、代替機能の可能性を考慮した上で、適切な機能の維持や充実を図ります。

また、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

市内海岸部と山間丘陵地には多くの集落が点在しており、これらの集落の多くは住宅が山間の傾斜地又は山裾に散在しています。特に山間地の集落では、地すべり等の災害の危険性、冬期間の豪雪など生活環境の厳しさから、交通の便の良い平坦部や海岸部への転居、あるいは市外への転出による過疎化が続き、共同体としての消防、防災等の集落機能維持が困難となってきています。

このため、生活環境及び生産基盤の整備に努めるとともに、地域の実情に応じた自治組織への支援の在り方を検討し、地域課題に地域と共に向き合い、地域住民による自主的・主体的な地域づくりの促進が求められています。

また、公共施設や既存の施設の機能を活用し、さらに利便性向上につなげる取組を推進するとともに、将来を見据えたまちづくりの計画の中で、安心して住み続けられ、かつ、機能的で効率的な暮らしやすい生活圏を形成する必要があります。

(2) その対策

ア 自治組織・機能の充実

(7) 自治組織への支援

- ・地域担当や集落支援員を配置して、地域が主体的に取り組む活動に対して、必要な情報提供や相談体制の充実などを図り、自治組織を支援します。
- ・住民自治及び地域コミュニティ活動を推進するため、その活動の場となる地区集会施設の整備に係る経費の一部を助成します。
- ・自治組織の活発な活動を促進するため、各地区の自主性をいかした地域づくり活動の拠点となる地区公民館との連携を図ります。
- ・自治組織の維持・活性化を図るため、草刈りや除雪などの作業を支援する集落サポーターを充実させ、集落機能の維持が困難となっている自治組織の活動を支援します。

(イ) 地域づくりプランの策定とプラン実現への支援

- ・地域課題を解決するため、情報提供や相談体制の充実を図りながら、地域住民自らが、地域課題や地域の将来像、主な取組等を明らかにする「地域づくりプラン」の策定とそのプランに基づき、地域住民が自主的・主体的に実施する活動や事業を支援します。

イ 暮らしやすい生活圏の形成

- ・公共施設や既存の施設の機能を活用し、さらに利便性向上につなげる取組を推進するとともに、将来を見据えたまちづくりの計画の中で、安心して住み続けられ、かつ、機能的で効率的な暮らしやすい生活圏の形成を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域づくり支援事業 内容：地域づくりプラン策定・実現助成 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い集落機能や地域力が低下していることから、今後の地域づくり活動等の具体的な取組を定めた地域づくりプランの策定及びプランに基づく事業の実施に係る経費を支援し、地区住民による自主的・主体的な地域づくり活動を促進する。	市
		まちづくりパワーアップ事業 内容：地域づくり活動助成 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い、地域での自主的な活動を担う人材と財源の確保が難しい状況となっていることから、地域などが主体となり取り組む地域づくり活動の立ち上げを支援し、自主的・主体的な地域づくり活動を促進する。	市
		地区集会施設整備助成事業 内容：施設整備、耐震診断、取壊し費用助成 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い、地域での自主的な活動を担う人材や財源を確保することができず、地域活動を維持できない状況となっていることから、まちづくり活動の拠点となる集会施設の整備を支援し、自治組織の活発な活動を促進する。	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

当市には特有の歴史・文化遺産が数多く残り、また、世界に誇れるヒスイ文化、他に類を見ない豊富な岩石類、多様な動植物などの自然、この地にはぐくまれてきた伝統行事が多く残され、適切な保存と活用が求められています。

こうした文化遺産や資源に対する市民の理解を深めながら、適正な収蔵管理・保存、公開と活用の充実を図り、次世代へ継承していかねばなりません。

市内には、多くの伝統行事や古くからの風習・風俗が残されていますが、過疎化による人口減少や高齢化などから存続の危機に瀕している状況が多く、次世代への継承が喫緊の課題となっています。

芸術・文化の振興を図るため、鑑賞機会の拡充を図りながら、市民文化の発展と創造に努めるとともに、老朽化が進んでいる文化活動の拠点施設の施設管理及び整備が課題となっています。

フォッサマグナミュージアムは、地形地質・自然・文化を関連付けた学習を支援し、当市の貴重な地質資源の展示などを通じて文化の発展に寄与する中核施設となっていますが、施設の老朽化が問題になっています。さらに、所蔵資料の増加に伴い、資料の適切な管理と収蔵場所が確保されていないことが問題となっています。

また、フォッサマグナパークは、東北日本と西南日本を画する第一級の断層である糸魚川－静岡構造線（国天然記念物）が見学でき、日本列島の形成を学ぶことができる施設となっていますが、雨水等による断層露頭の浸食が問題となっています。さらに、枕状溶岩の野外展示の改良が求められています。

(2) その対策

ア 地域固有の歴史・文化の継承と活用

- ・文化財の適正な保存管理と積極的な活用を図るため、管理の見直し、現状の確認調査、ガイドブックの作成、案内板や解説板等施設の整備を推進し、併せて体験学習などを通じてその価値を広く市民に広め、文化財保護に対する市民の理解を促進します。
- ・文化財を適正に収蔵管理するとともに、広く一般に公開するため、収蔵・公開方針の検討を進め、一元的な収蔵・公開を目指した施設の整備を検討します。
- ・貴重な伝統文化を次世代へ継承するため、地域の伝承、保存活動を支援するとともに、市民への公開、啓発活動を行いながら、伝承、保存活動に対する市民の理解と協力を促進します。
- ・フォッサマグナミュージアムの施設維持のため、耐用年数に応じた施設と設備の更新を行います。
- ・フォッサマグナミュージアムが所蔵する資料の活用を図るため、収蔵能力の拡大と収蔵施設整備を検討します。
- ・糸魚川－静岡構造線の断層露頭の保全を図るため、看板等の整備による国指定の天然記念物である旨の周知や、新たに策定するフォッサマグナパーク保存活用計画に基づく適切な維持管理や野外展示の改良を行います。

イ 芸術文化の振興

- ・市民の主体的な芸術文化活動を活性化させるため、関係団体等への支援を行い、芸術文化の普及と水準の向上を図るとともに、市民との協働による新たな芸術・文化の創造を目指します。
- ・市民の芸術文化の振興を推進するため、芸術文化活動や市民活動の拠点となる施設の有効活用を進め、施設の整備に努めます。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	国指定文化財整備事業	市
		市内所在の国指定史跡の改修	市
		文化財収蔵・公開施設整備事業	市
		フォッサマグナパーク整備事業	市
		文化ホール施設改修事業	市
		博物館整備事業	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

文化ホールは、幅広い年齢層や様々なニーズに対応するなど有効活用に努めつつ、類似団体と同程度の規模、施設数かどうか検証し、今後の在り方について検討するとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、必要な事業を適正に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

ア 再生可能エネルギー

当市では、平成26年に第1次糸魚川市新エネルギービジョンを策定し、新エネルギーの取組を推進してきた結果、市内に多くの新エネルギー由来の発電設備が導入され、豊富な森林資源を利用した熱利用についても導入が進んできました。

また、平成27年にパリ協定が採択されて以降、国内外において新エネルギーに関する大きな動向の変化があり、令和2年には菅首相により2050年度までに「温室効果ガス実質ゼロ宣言」が表明されるなど、取組が活発になっています。

令和2年度に策定した第2次糸魚川市環境基本計画及び第2次糸魚川市新エネルギービジョンに基づき、再生可能エネルギーシステムの導入促進や、環境フェア、出前講座等を通じて、当市の環境や環境施策について周知するとともに、環境保全を実践する市民を増やす必要があります。

(2) その対策

イ 再生可能エネルギー

・新エネルギー・省エネルギーの普及促進を図るため、再生可能エネルギーシステム設備などの公共施設での導入を推進するとともに、一般家庭や事業所への導入を促進

します。

・新エネルギーとして活用できる恵まれた資源を最大限活用するため、エネルギーを地域内で生産し、地域内で消費する「新エネルギーの地産地消」を目指し、取組を推進します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	新エネルギー導入支援事業 内容：太陽光発電設備、蓄電設備等設置補助 必要性・効果： エネルギーの地産地消に対する理解を深めるとともに、事業所や家庭での再生可能エネルギー導入の普及を図るため、新エネルギーシステム（太陽光発電、蓄電池、ペレットストーブ等）の設置費を助成する。	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

糸魚川市公共施設等総合管理指針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	ワーケーション推進事業 内容：体験メニュー開発、モニターツアー実施、情報発信ほか 必要性・効果： テレワーク等の活用により働きながら余暇を楽しむワーケーションの推進により、関係人口の創出から将来的な企業誘致や移住、定住を促進する。	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
		移住定住促進事業 内容：UIターン者等への移住定住支援 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い集落機能や地域力が低下していることから、移住希望者等への情報提供、就労体験・暮らし体験、ターゲットを絞った人材誘致の取組等を行うことにより、地域や産業の担い手を確保し、集落の維持を図る。	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
		大学生等地元定着促進新幹線通学応援事業 内容：大学生等への新幹線通学費助成 必要性・効果： 高校卒業後、進学に伴う転出者数が多いことから、市内学生が新幹線を利用して通学する際の費用を助成し、地元定着を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ
		UIターン支援事業 内容：UIターン者等への経済的支援 必要性・効果： 人口減少対策として若者の地元定着を目指し、地元就職の促進及び若者人材の確保を図るため、修学資金等の返済金の一部や賃貸住宅家賃の一部を助成する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		空き家活用事業 内容：空き家取得、改修助成、家財道具等処分費助成、空き家バンク活用事業 必要性・効果： 市内の空き家の有効活用を通じて、移住定住の促進による人口増加及び地域の活性化を図る。	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
		2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	ジオパーク推進事業 内容：ジオパーク再認定審査、パンフレット作成ほか 必要性・効果： 4年ごとのジオパーク再認定審査をクリアするための活動を推進し、ジオパークを活用した観光資源の連携と魅力づくりにより、交流人口の拡大を図るとともに地域の自立及び活性化を促進する。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	Uターン未来人材確保事業 内容：大学生との交流イベント、ネットワーク構築ほか 必要性・効果： 出身大学生等、各分野の担い手を確保するために、関係機関との連携を強化するとともに大学訪問や交流イベントの開催により地域との橋渡しを行う。	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
		人材育成支援事業 内容：資格受験料助成、職業訓練校助成 ほか 必要性・効果： 勤務者や学生等の能力開発・向上のため、国家資格や技能検定等の受験料や受講料を助成する。また、職業訓練校が行う訓練活動等に支援を行う。	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
		雇用促進事業 内容：企業説明会、企業見学バスツアー等 必要性・効果： 若者への企業情報の発信を強化するため、市内企業の企業説明会や企業見学を支援する。	市	施策効果が将来に及ぶ
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業	総合型地理情報システム共用空間データ等整備事業 内容：統合型地理情報システム共用地形図整備 必要性・効果： 統合型地理情報システムの共用地形図を整備することにより、市民と行政の情報の共有化を進め、幅広い分野で利活用し利便性の向上を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	生活交通確保対策事業 内容：路線バス運行費、コミュニティバス運行助成、車両購入費助成ほか 必要性・効果： 通学や通院等の市民生活に不可欠な生活交通を確保するため、運行費助成等により生活交通の維持を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	公共施設解体事業 内容：老朽化した未利用の公共施設の解体撤去 必要性・効果： 倒壊や飛散のおそれがある等、危険な状態にある老朽化した未利用の公共施設を解体撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ
		自主防災組織育成事業 内容：資機材購入、訓練活動費等の補助 必要性・効果： 防災活動の資機材購入や訓練活動への助成、リーダー研修等を開催することで、自発的な防災組織の結成、育成を促進し、地域防災力の向上を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	鳥獣対策事業 内容：狩猟免許取得助成、有害鳥獣捕獲等業務委託等 必要性・効果： 狩猟免許取得費用等を助成することで、有害鳥獣捕獲の担い手を育成し、有害鳥獣の個体数を調整し、人的被害の阻止及び農作物被害の減少を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ
		街路灯設置補助事業 内容：街路灯のLED化の推進 必要性・効果： 生活道路の街路灯設置を助成することで、交通事故防止や不審者対策に対する防犯を高め、犯罪のない安全安全な生活環境を確保する。	市	施策効果が将来に及ぶ
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	妊娠アシスト事業 内容：不妊症・不育症の治療費助成 必要性・効果： 精神的、経済的に大きな負担がかかる治療を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境を整備する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		妊産婦支援事業 内容：妊産婦に対する健診費用、医療費助成 必要性・効果： 妊産婦の経済的負担を軽減し、市内での出生数の減少に歯止めをかける。	市	施策効果が将来に及ぶ
		子ども医療費助成事業 内容：子どもの通院費、入院費の助成 必要性・効果： 子どもの健康増進と福祉向上のため、子育て世代の負担軽減を図ることにより、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		子ども・妊婦インフルエンザ接種助成事業 内容：インフルエンザ予防接種費用の助成 必要性・効果： 全額自己負担の任意予防接種の費用を助成することで、経済的負担の軽減を図るとともに、疾病予防を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		高齢者おでかけ支援事業 内容：路線バス、タクシー利用料金の助成 必要性・効果： 住み慣れた地域での暮らしを支援するため、70歳以上の市民に路線バスやタクシー利用料金の助成を行うことにより、高齢者の閉じこもり防止と積極的な社会参加を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	<p>高齢者運転免許自主返納支援事業</p> <p>内容：路線バス、タクシー利用料金の助成</p> <p>必要性・効果：</p> <p>住み慣れた地域での暮らしを支援するため、運転免許を自主返納した75歳以上の市民に路線バスやタクシー利用料金の助成を行うことにより、高齢者の閉じこもり防止と積極的な社会参加を促進する。</p>	市	施策効果が将来に及ぶ
		<p>高齢者配食サービス事業</p> <p>内容：高齢者への食事の提供</p> <p>必要性・効果：</p> <p>住み慣れた地域での暮らしを支援するため、食事づくりが困難な高齢者に対して食事を提供することにより、生活習慣病の予防と安否確認及び孤独感の緩和を図る。</p>	市	施策効果が将来に及ぶ
		<p>一人暮らし安否確認事業</p> <p>内容：緊急通報装置の貸与、見守り支援</p> <p>必要性・効果：</p> <p>緊急通報装置の貸与や地域コミュニティによる定期的に見守ることにより、孤独感を緩和し、安心・安全な在宅生活を確保する。</p>	市	施策効果が将来に及ぶ
		<p>移動販売支援事業</p> <p>内容：中山間地域への買い物支援</p> <p>必要性・効果：</p> <p>点在する集落へ移動販売を行い、生活物資の提供や高齢者の安否確認をすることで、住み慣れた地域での暮らしを支援する。</p>	市	施策効果が将来に及ぶ
		<p>通院等支援サービス事業</p> <p>内容：高齢者等の福祉タクシーの運行委託</p> <p>必要性・効果：</p> <p>寝たきり高齢者等の通院等に使用する専用車両を委託することにより、世帯負担の軽減と在宅介護の環境向上を図る。</p>	市	施策効果が将来に及ぶ
		<p>介護従事者修学資金貸与事業</p> <p>内容：就学資金の貸与</p> <p>必要性・効果：</p> <p>介護従事者を確保するため、就学資金の貸与による支援を行い人材確保を図る。</p>	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
		<p>介護人材育成支援事業</p> <p>内容：資格受験料等の助成</p> <p>必要性・効果：</p> <p>介護従事者を確保するため、資格取得のための受験料等を助成し、人材確保を図る。</p>	市 団体	施策効果が将来に及ぶ
		<p>障害者交通費助成事業</p> <p>内容：路線バス、タクシー利用料金等の助成</p> <p>必要性・効果：</p> <p>住み慣れた地域での暮らしを支援するため、障害者に路線バスやタクシー、ガソリン等の交通費の助成を行うことにより、外出支援や社会参加を促進する。</p>	市	施策効果が将来に及ぶ

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	救急医療対策事業 内容： 休日夜間当番医制 (第一次救急医療体制の医師会への委託) 病院群輪番制病院運営 (救急病院に対する第二次救急医療体制維持に係る運営費補助) 救急告示病院運営 (救急病院に対する救急専用病床運営維持費補助) 必要性・効果： 24時間365日の診療体制を確保するため、医師会、救急病院の協力を得て、第一次・第二次救急医療体制を維持する。また、救急病院での診療体制を維持するための医師確保の取組を支援し、安全安心な医療環境を確保する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		医療人材確保対策事業 内容：医師、医療従事者の修学資金貸与及び住居費支援、専門医及び研修医受入れ支援 ほか 必要性・効果： 医療従事者を確保するため、就学資金の貸与や住宅家賃の助成等により人材確保を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ
		市内産婦人科確保対策事業 内容：市内出産等奨励金、産婦人科利用者経費助成 ほか 必要性・効果： 出産件数の確保により市内産婦人科を確保するため、出産者への奨励金交付及び産婦人科利用者へのサービス向上を図る。	市	施策効果が将来に及ぶ
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	通学支援事業 内容：遠距離通学児童の生徒の交通費支援 必要性・効果： 学校統廃合に伴い児童、生徒の通学距離が延び、保護者の経済的負担が増えていることから、通学にかかる経費の助成による支援を行う。	市	施策効果が将来に及ぶ
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域づくり支援事業 内容：地域づくりプラン策定・実現助成 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い集落機能や地域力が低下していることから、今後の地域づくり活動等の具体的な取組を定めた地域づくりプランの策定及びプランに基づく事業の実施に係る経費を支援し、地区住民による自主的・主体的な地域づくり活動を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ
		まちづくりパワーアップ事業 内容：地域づくり活動助成 必要性・効果： 過疎化・高齢化に伴い、地域での自主的な活動を担う人材と財源の確保が難しい状況となっていることから、地域などが主体となり取り組む地域づくり活動の立ち上げを支援し、自主的・主体的な地域づくり活動を促進する。	市	施策効果が将来に及ぶ

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>地区集会施設整備助成事業</p> <p>内容：施設整備、耐震診断、取壊し費用助成</p> <p>必要性・効果：</p> <p>過疎化・高齢化に伴い、地域での自主的な活動を担う人材や財源を確保することができず、地域活動を維持できない状況となっていることから、まちづくり活動の拠点となる集会施設の整備を支援し、自治組織の活発な活動を促進する。</p>	市	施策効果が将来に及ぶ
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>新エネルギー導入支援事業</p> <p>内容：太陽光発電設備、蓄電設備等設置補助</p> <p>必要性・効果：</p> <p>エネルギーの地産地消に対する理解を深めるとともに、事業所や家庭での再生可能エネルギー導入の普及を図るため、新エネルギーシステム（太陽光発電、蓄電池、ペレットストーブ等）の設置費を助成する。</p>	市	施策効果が将来に及ぶ